



政府統計

報道関係者 各位

平成 27 年 12 月 25 日

【照会先】

年金局事業企画課調査室

室 長 村田 (内線 3533)

室長補佐 大野 (内線 3582)

担 当 渡邊 (内線 3586)

(代表電話) 03 (5253) 1111

(直通電話) 03 (3595) 2794

平成 26 年国民年金被保険者実態調査結果の概要について

厚生労働省では、このほど、平成 26 年国民年金被保険者実態調査結果の概要をとりまとめましたので公表いたします。なお、本調査は郵送調査を 62,001 人、所得等調査を 123,005 人に対して実施したものです。

【調査結果のポイント】

<保険料納付状況>

国民年金第 1 号被保険者の保険料納付状況は、納付者が 47.0% (前回 (平成 23 年調査) 48.6%、1.6 ポイント減)、1 号期間滞納者が 23.1% (前回 26.2%、3.1 ポイント減)、申請全額免除者が 15.7% (前回 13.2%、2.5 ポイント増)、学生納付特例者が 11.3% (前回 9.9%、1.4 ポイント増)、若年者納付猶予者が 2.9% (前回 2.2%、0.7 ポイント増)となっている。(4 頁 図 1)

<就業状況>

第 1 号被保険者の就業状況は、自営業主が 16.0% (前回 14.4%、1.6 ポイント増)、家族従業員が 7.6% (前回 7.8%、0.2 ポイント減)、常用雇用が 9.4% (前回 7.7%、1.7 ポイント増)、パート・アルバイト・臨時が 30.9% (前回 28.3%、2.6 ポイント増)、無職が 33.3% (前回 38.9%、5.6 ポイント減)となっている。(9 頁 図 5)

<世帯の所得状況>

第 1 号被保険者の属する世帯の総所得金額の分布をみると、1 号期間滞納者は、低所得者の割合が納付者に比べ高くなっている一方、世帯の総所得金額が 1,000 万円以上の者も 2.6% いる。(16 頁 図 9)

<国民年金保険料を納付しない理由>

1 号期間滞納者が国民年金保険料を納付しない理由は、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が 71.9% と最も高くなっている。

また、1 号期間滞納者のうち世帯の総所得金額が、500 万円以上 1,000 万円未満の者で 61.5% が、1,000 万円以上の者であっても 48.8% が、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答している。(31 頁 図 19)

<国民年金制度についての周知方法>

国民年金制度について、どのような機会や広報媒体で知ることがあったかをみると、「テレビ・ラジオ」の割合が 43.6%、「家族・友人・知人から聞いた」が 41.8% となっている。(34 頁 表 27)

詳細は、別添概要をご覧ください。

**平成 26 年国民年金被保険者実態調査
結果の概要**

平成 27 年 12 月

厚生労働省年金局

平成 26 年国民年金被保険者実態調査の概要

1. 調査の目的

国民年金第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の国民年金に対する意識、保険料未納の理由など今後の国民年金事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。

2. 調査の種類

本調査は、第 1 号被保険者に対して直接調査する「郵送調査」と、第 1 号被保険者の、平成 25 年の所得、平成 26 年度の課税の状況などについて、市区町村職員が転記する「所得等調査」により構成される。

3. 調査の対象

(1) 対象範囲

平成 26 年 3 月末現在における国民年金第 1 号被保険者 1,805 万 4 千人のうち、以下の者を除く第 1 号被保険者及びその属する世帯。

ア 任意加入被保険者

イ 外国人

ウ 法定免除者

エ 転出による住所不明者

オ 25 歳以上の学生納付特例者

カ 東日本大震災を踏まえた、調査開始時点における福島県の避難指示区域（飯舘村、葛尾村、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町の全域及び、川俣町、南相馬市、川内村、楡葉町の避難指示地区）

ア～カを除き、調査対象となる第 1 号被保険者は、1,583 万 4 千人である。

(2) 調査客体数

「所得等調査」については、福島県の避難指示区域を除く 1,830 市区町村から 123,005 人分。さらに、そのうち、11,972 人分については「所得等調査特別調査」も実施。

「郵送調査」については、「所得等調査」の調査客体のうち、62,001 人。

(3) 抽出方法

層化無作為抽出によって、(2)の調査客体を選定した。

なお、各層の区分については、以下のとおり。

ア 都市規模（3 区分）

① 大都市（東京都特別区部及び政令指定都市）

② 中都市（①以外の人口 20 万以上の市及び県庁所在市）

③ 小都市・町村（①、②以外の市町村）

イ 保険料納付状況（6区分）

- ① 完納者（平成24年度及び25年度の納付対象月の保険料をすべて納付した者）
- ② 一部納付者（平成24年度及び25年度の納付対象月の一部について、保険料を納付していない者）
- ③ 1号期間滞納者（平成24年度及び25年度の納付対象月の保険料を全く納付していない者）
- ④ 申請全額免除者（平成25年度末に保険料の申請全額免除を受けている者）
- ⑤ 学生納付特例者（平成25年度末に保険料の学生納付特例を受けている者）
- ⑥ 若年者納付猶予者（平成25年度末に保険料の若年者納付猶予を受けている者）

ウ 年齢階級（8区分）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| ① 20～24歳 | ② 25～29歳 | ③ 30～34歳 |
| ④ 35～39歳 | ⑤ 40～44歳 | ⑥ 45～49歳 |
| ⑦ 50～54歳 | ⑧ 55～59歳 | |

4. 調査の方法

「郵送調査」については、平成26年10月～平成27年3月に、調査客体である第1号被保険者に調査票を郵送で送付し、郵送で回収した。

「所得等調査」については、平成26年9月～平成27年3月に、1,830市区町村に調査票を郵送で送付し、郵送または電子メールで回収した。

5. 回収率

(1) 「郵送調査」

	回収率	有効回答数 / 調査客体数
完納者	66.3%	2,720 / 4,101
一部納付者	46.0%	7,930 / 17,232
1号期間滞納者	22.9%	6,560 / 28,676
申請全額免除者	45.7%	2,581 / 5,642
学生納付特例者	53.9%	984 / 1,827
若年者納付猶予者	42.5%	1,921 / 4,523
合計	36.6%	22,696 / 62,001

(2) 「所得等調査」

96.6%（調査対象1,830市区町村、1,768市区町村回答）

(3) 「所得等調査特別調査」

97.1%（調査対象1,392市区町村、1,351市区町村回答）

6. 集計方法

都市規模別、保険料納付状況別、年齢階級別、都道府県別に、「母集団数／有効回答数」を集計乗率として設定している。ただし、「所得等調査」の調査結果を用いた集計においては、回答のなかった市区町村のうち市の規模が大きい7市（東京都八王子市、東京都多摩市、神奈川県藤沢市、静岡県静岡市、兵庫県伊丹市、岡山県岡山市及び広島県広島市）に住所を有する者を母集団から除き、集計乗率を設定している。

また、本調査の集計にあたっては、

- ① 調査対象者情報の全数集計
- ② 「郵送調査」の集計客体の集計
- ③ 「所得等調査」の集計客体の集計
- ④ 「所得等調査特別調査」の集計客体の集計
- ⑤ 「郵送調査」と「所得等調査」の集計客体を突合し、突合が可能であった客体の集計の、5通りの集計を行っている。

②～⑤のそれぞれにおいて集計乗率の設定を行っているため、同じ項目について集計を行っている場合であっても、集計する調査票情報等が異なることにより、集計結果が異なる場合がある。

なお、具体的な集計値の算出方法は次例のとおりである。

また、本調査の集計値には、標本抽出に起因する標本誤差がある。

<集計例> 前納制度を知っている割合に係る集計値について、回答者*i*の集計乗率を W_i とし、その回答 X_i を、前納制度を知っている場合は1、知らない場合は0とすると、完納者のうち前納制度を知っている人の割合（推計値）は、
$$\frac{\sum_{i: \text{完納者の人}} W_i X_i}{\sum_{i: \text{完納者の人}} W_i}$$
となる。

7. 利用上の注意

第1章（4ページから8ページ）に掲載している図表の数値は、「3.（1）.オ 25歳以上の学生納付特例者」及び「3.（1）.カ 東日本大震災を踏まえた、調査開始時点における福島県の避難指示区域」を含めた調査対象者情報の全数集計を行っており、調査対象者となる第1号被保険者は1,594万7千人である。また、平成23年調査（前回調査）の数値についても「25歳以上の学生納付特例者」及び「岩手県、宮城県及び福島県の3県」を含めている。

第2章以降（9ページから47ページ）に掲載している平成23年調査の数値は、岩手県、宮城県及び福島県の3県を除いたものである。

平成 26 年国民年金被保険者実態調査結果の概要

第 1 章 保険料納付状況の概要

1. 保険料納付状況

国民年金第 1 号被保険者 1,594 万 7 千人^注の保険料納付状況をみると、納付者が 749 万 7 千人（総数の 47.0%）（うち完納者が 584 万 6 千人（同 36.7%）、一部納付者が 165 万 1 千人（同 10.4%））、1 号期間滞納者が 368 万 4 千人（同 23.1%）、申請全額免除者が 250 万 7 千人（同 15.7%）、学生納付特例者が 179 万 4 千人（同 11.3%）、若年者納付猶予者が 46 万 4 千人（同 2.9%）となっている（表 1）。

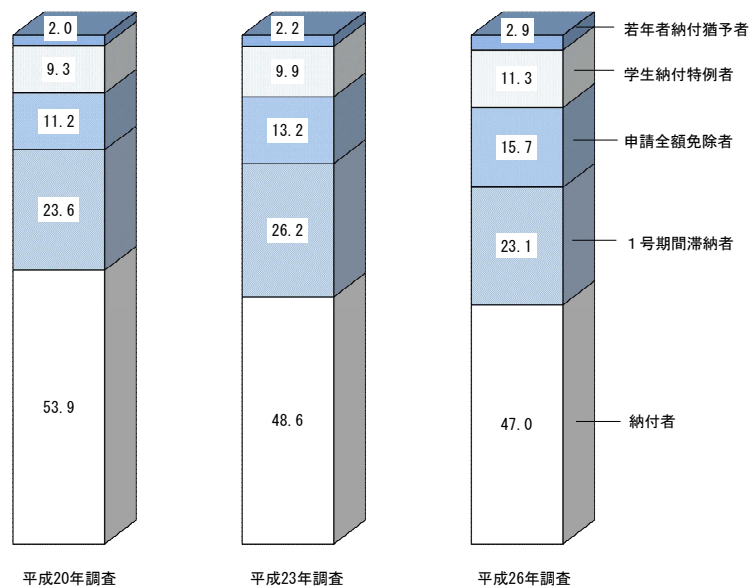
注：この章では平成 26 年 3 月末現在における国民年金第 1 号被保険者のうち、任意加入被保険者、外国人、法定免除者及び転出による住所不明者を除いた者について集計している。

表 1 男女別保険料納付状況

	総 数	納付者			1号期間滞納者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予者
		完納者	一部納付者					
総数	15,947	7,497	5,846	1,651	3,684	2,507	1,794	464
男子	8,198	3,688	2,840	848	2,204	1,066	1,000	240
女子	7,750	3,809	3,006	803	1,481	1,441	794	225
総数	100.0	47.0	36.7	10.4	23.1	15.7	11.3	2.9
男子	100.0	45.0	34.6	10.3	26.9	13.0	12.2	2.9
女子	100.0	49.1	38.8	10.4	19.1	18.6	10.3	2.9

保険料納付状況を平成 23 年調査（前回調査）と比較すると、納付者の割合は 1.6 ポイント、1 号期間滞納者の割合は 3.1 ポイントの減少となる一方、申請全額免除者の割合は 2.5 ポイント、学生納付特例者の割合は 1.4 ポイント、若年者納付猶予者の割合は 0.7 ポイントの増加となっている（図 1）。

図 1 保険料納付状況の推移（単位：%）



2. 届出適用者・職権適用者別保険料納付状況

届出適用者・職権適用者別に保険料納付状況をみると、届出適用者（1,164万6千人）では、納付者の割合が54.2%、1号期間滞納者の割合が19.1%となっているのに対し、職権適用者（430万2千人）では、納付者の割合が27.6%、1号期間滞納者の割合が33.8%となっており、職権適用者の方が1号期間滞納者の割合が高くなっている（表2）。

表2 届出適用者・職権適用者別保険料納付状況

	総数	納付者			1号期間滞納者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予者
		納付者	完納者	一部納付者				
総数	15,947	7,497	5,846	1,651	3,684	2,507	1,794	464
届出適用者	11,646	6,312	5,056	1,256	2,229	1,895	1,016	193
職権適用者	4,302	1,185	790	395	1,455	612	778	271
								(単位：千人)
総数	100.0	47.0	36.7	10.4	23.1	15.7	11.3	2.9
届出適用者	100.0	54.2	43.4	10.8	19.1	16.3	8.7	1.7
職権適用者	100.0	27.6	18.4	9.2	33.8	14.2	18.1	6.3
								(単位：%)

3. 年齢階級別保険料納付状況

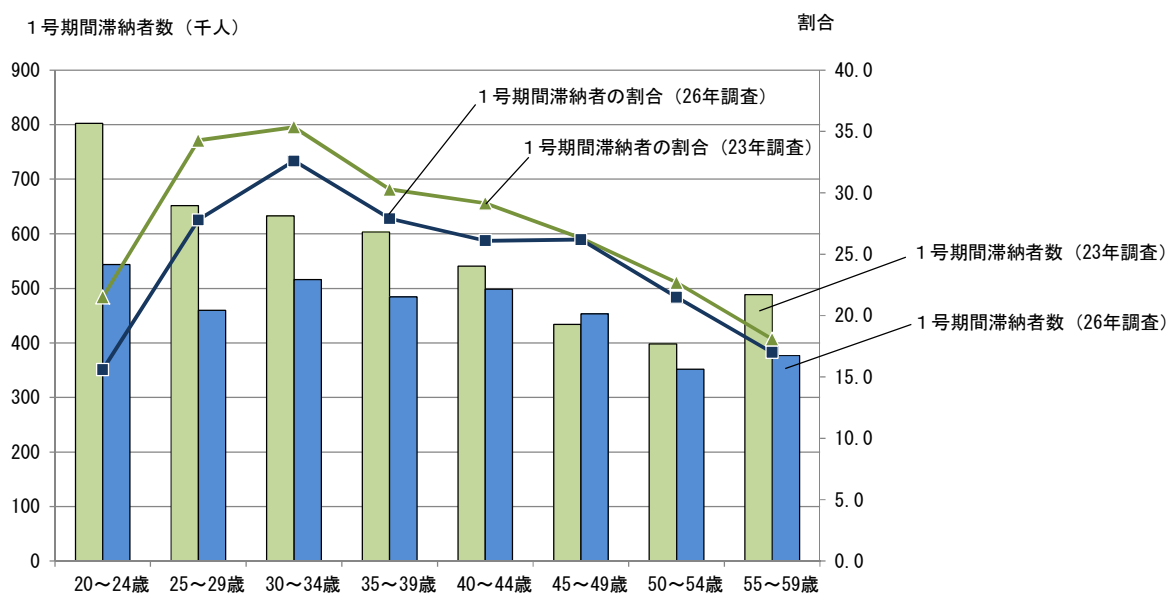
年齢階級別に保険料納付状況をみると、納付者の割合は年齢階級が上がるにつれて高くなっている。一方、1号期間滞納者の割合は30～34歳で32.6%と最も高く、これ以上の年齢階級では、年齢階級が上がるにつれ低くなる傾向にある。（表3）。

表3 年齢階級別保険料納付状況

	総数	納付者			1号期間滞納者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予者
		納付者	完納者	一部納付者				
総数	15,947	7,497	5,846	1,651	3,684	2,507	1,794	464
20～24歳	3,492	827	644	182	544	187	1,694	241
25～29歳	1,652	650	450	200	460	241	77	224
30～34歳	1,581	767	541	226	516	284	13	-
35～39歳	1,735	911	687	225	485	334	5	-
40～44歳	1,910	1,023	797	226	498	386	3	-
45～49歳	1,730	927	733	195	453	349	1	-
50～54歳	1,637	964	784	179	352	321	0	-
55～59歳	2,210	1,427	1,210	217	377	406	0	-
総数	100.0	47.0	36.7	10.4	23.1	15.7	11.3	2.9
20～24歳	100.0	23.7	18.5	5.2	15.6	5.3	48.5	6.9
25～29歳	100.0	39.4	27.2	12.1	27.8	14.6	4.7	13.5
30～34歳	100.0	48.5	34.2	14.3	32.6	18.0	0.8	-
35～39歳	100.0	52.5	39.6	12.9	27.9	19.2	0.3	-
40～44歳	100.0	53.6	41.7	11.9	26.1	20.2	0.1	-
45～49歳	100.0	53.6	42.3	11.2	26.2	20.2	0.1	-
50～54歳	100.0	58.9	47.9	11.0	21.5	19.6	0.0	-
55～59歳	100.0	64.6	54.7	9.8	17.0	18.4	0.0	-

年齢階級別に1号期間滞納者の割合を平成23年調査と比較すると、すべての年齢階級において、1号期間滞納者の割合が減少している（図2）。

図2 年齢階級別1号期間滞納者の状況の変化



4. 都市規模別保険料納付状況

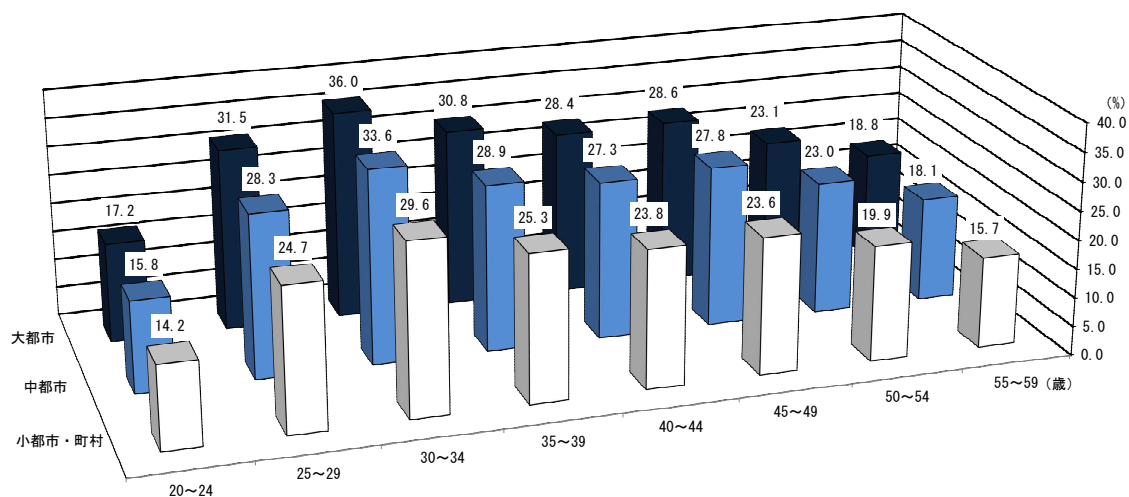
都市規模別に保険料納付状況をみると、都市規模が大きくなるほど納付者の割合が低く、1号期間滞納者の割合が高くなっている（表4）。

表4 都市規模別保険料納付状況

	総数	納付者			1号期間滞納者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予者
		完納者	一部納付者					
総数	15,947	7,497	5,846	1,651	3,684	2,507	1,794	464
大都市	4,847	2,183	1,658	524	1,246	719	567	131
中都市	3,905	1,771	1,376	395	936	605	473	120
小都市・町村	7,195	3,544	2,812	732	1,502	1,184	753	213
総数	100.0	47.0	36.7	10.4	23.1	15.7	11.3	2.9
大都市	100.0	45.0	34.2	10.8	25.7	14.8	11.7	2.7
中都市	100.0	45.3	35.2	10.1	24.0	15.5	12.1	3.1
小都市・町村	100.0	49.3	39.1	10.2	20.9	16.4	10.5	3.0

年齢階級、都市規模別に1号期間滞納者の割合をみると、大都市の30～34歳において36.0%と最も高くなっている。また、全ての年齢階級において、都市規模が大きくなるほど1号期間滞納者の割合が高くなっている（図3）。

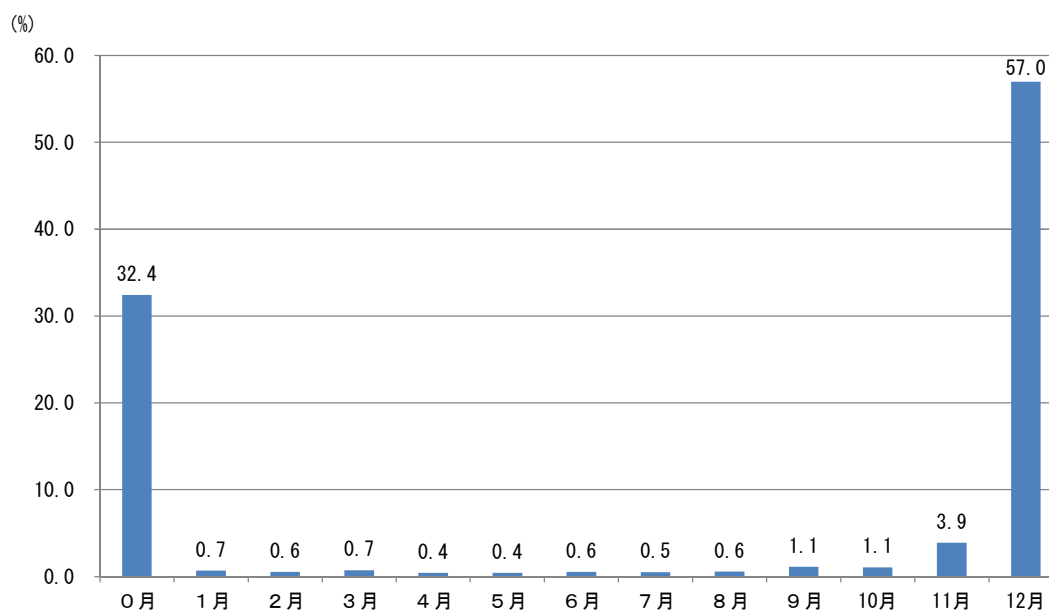
図3 年齢階級、都市規模別1号期間滞納者の割合



5. 納付月数の状況

平成 25 年度中の保険料の納付対象月数が 12 月の者について納付月数をみると、12 月納付（全月納付）の者は 57.0%となっている一方、12 月未納（納付月数 0 月）の者は 32.4%となっており二極分化している（図 4）。

図 4 納付月数別被保険者割合



注 平成 25 年度保険料の納付対象月数が 12 月の者を対象として集計している。

第2章 就業状況

1. 男女・保険料納付状況別就業状況

第1号被保険者の就業状況をみると、自営業主が16.0%、家族従業者が7.6%、常用雇用が9.4%、パート・アルバイト・臨時が30.9%、無職が33.3%となっている。無職が最も多く、次いでパート・アルバイト・臨時となっているが、これは一部納付者及び1号期間滞納者を除く保険料納付状況についても同様である。

男女別にみると、男子では無職に次いで自営業主の占める割合が高くなっているが、女子では無職に次いでパート・アルバイト・臨時の占める割合が高くなっている（表5）。

表5 男女・保険料納付状況別就業状況

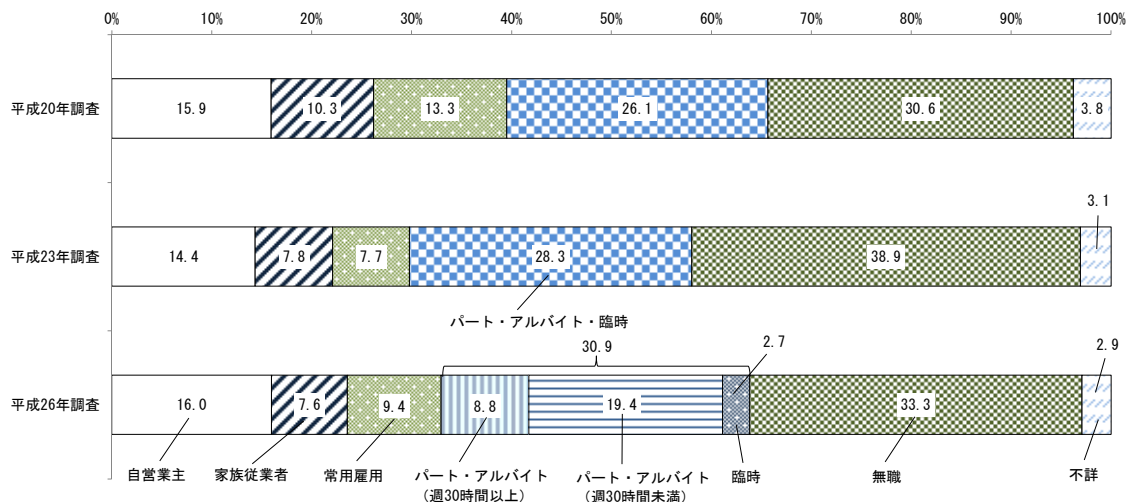
(単位：%)

	総数	自営業主	家族従業者	常用雇用	パート・アルバイト・臨時	パート・アルバイト・臨時	パート・アルバイト・臨時	パート・アルバイト・臨時	無職	不詳
						(週30時間以上)	(週30時間未満)			
総数	100.0	16.0	7.6	9.4	30.9	8.8	19.4	2.7	33.3	2.9
男子	100.0	26.2	5.2	12.9	23.2	7.8	11.7	3.7	29.3	3.4
女子	100.0	6.9	9.7	6.2	37.8	9.7	26.4	1.7	36.9	2.5
納付者	100.0	22.5	11.4	10.6	26.4	8.8	15.8	1.8	26.6	2.6
完納者	100.0	23.3	12.4	9.6	24.5	7.6	15.3	1.6	27.6	2.6
一部納付者	100.0	19.4	7.9	14.1	32.9	12.9	17.4	2.6	23.2	2.5
1号期間滞納者	100.0	15.0	5.5	13.6	32.3	11.4	17.0	3.9	29.9	3.8
申請全額免除者	100.0	11.4	4.9	4.0	35.9	8.4	23.5	4.1	40.1	3.5
学生納付特例者	100.0	0.2	0.2	3.9	37.2	3.1	32.8	1.3	56.6	1.8
若年者納付猶予者	100.0	1.0	2.5	5.2	43.1	12.0	27.6	3.6	46.0	2.1

注 福島県の避難指示区域を除く。

第1号被保険者の就業状況の推移をみると、家族従業者や無職の占める割合が減少し、自営業主、常時雇用、パート・アルバイト・臨時の占める割合が増加している（図5）。

図5 就業状況の推移



注1 平成20年については調査票記入時点（平成20年12月～平成21年2月）の就業状況が回答されていたと考えられるが、平成23年以降の調査については、調査年の3月末時点の就業状況が回答されるよう明記したため、推移をみる場合には注意が必要である。

注2 平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

注3 平成26年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

2. 年齢階級別就業状況

年齢階級別に就業状況を見ると、30～34歳より下の年齢階級においては、パート・アルバイト・臨時及び無職の占める割合が高くなっており、35～39歳より上の年齢階級においてはパート・アルバイト・臨時及び無職に加え、自営業主の占める割合が高くなっている。（表6）。

表6 年齢階級別就業状況

（単位：％）

	総数	自営業主	家族従業者	常用雇用	パート・アルバイト・臨時	パート・アルバイト	パート・アルバイト	臨時	無職	不詳
						(週30時間以上)	(週30時間未満)			
総数	100.0	16.0	7.6	9.4	30.9	8.8	19.4	2.7	33.3	2.9
20～24歳	100.0	0.9	1.1	7.0	39.7	8.0	30.0	1.7	49.1	2.2
25～29歳	100.0	5.4	5.4	15.0	37.0	14.3	19.1	3.6	34.8	2.4
30～34歳	100.0	13.9	7.8	13.4	30.8	11.7	15.4	3.6	31.2	2.9
35～39歳	100.0	18.3	11.9	11.7	27.3	8.9	15.8	2.7	28.1	2.8
40～44歳	100.0	23.0	10.8	9.4	29.1	8.6	17.2	3.4	24.5	3.2
45～49歳	100.0	25.3	11.1	9.7	26.5	8.0	14.8	3.8	23.5	3.9
50～54歳	100.0	27.8	9.8	8.2	24.4	7.4	15.4	1.7	26.8	2.9
55～59歳	100.0	24.7	8.5	5.1	25.3	6.0	17.3	2.0	32.8	3.6

注 福島県の避難指示区域を除く。

3. 都市規模別就業状況

都市規模別に就業状況を見ると、小都市・町村では自営業主、家族従業者及び常用雇用の占める割合が、他の都市規模に比べ高くなっている（表7）。

表7 都市規模別就業状況

（単位：％）

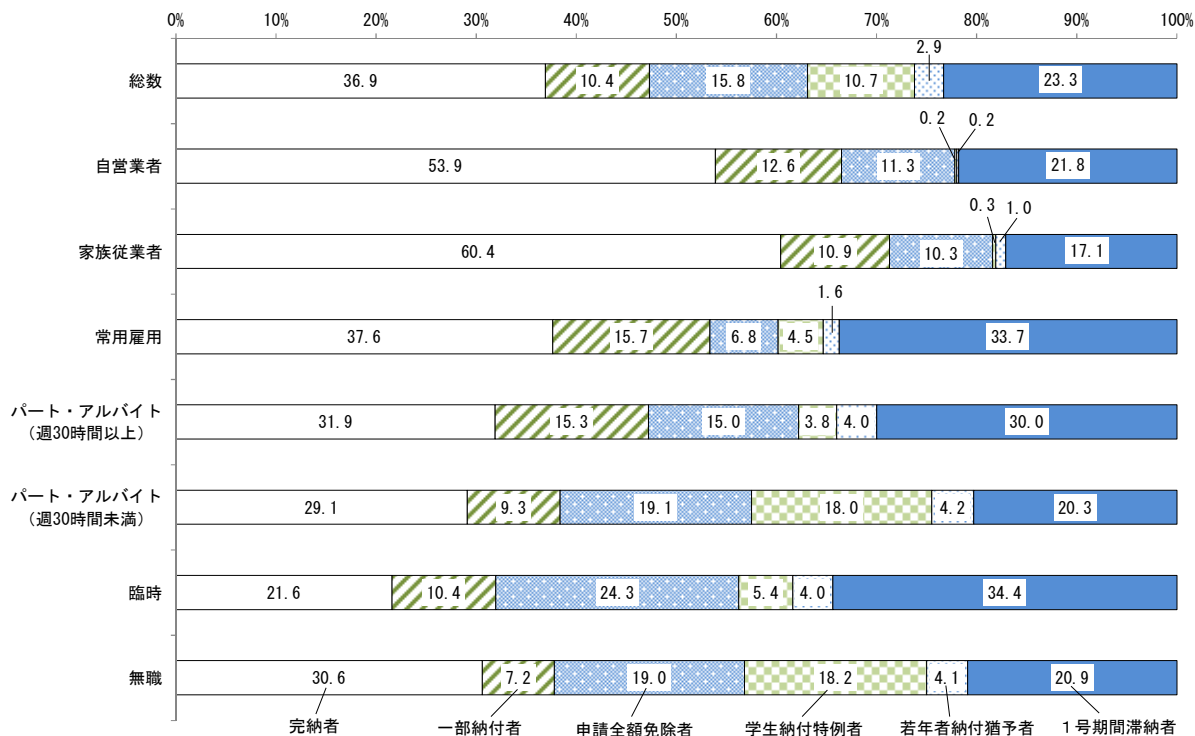
	総数	自営業主	家族従業者	常用雇用	パート・アルバイト・臨時	パート・アルバイト	パート・アルバイト	臨時	無職	不詳
					(週30時間以上)	(週30時間未満)				
総数	100.0	16.0	7.6	9.4	30.9	8.8	19.4	2.7	33.3	2.9
大都市	100.0	16.0	6.8	9.3	31.6	9.6	19.4	2.6	33.3	2.9
中都市	100.0	14.8	6.4	9.0	33.0	8.7	21.9	2.5	33.9	2.9
小都市・町村	100.0	16.6	8.6	9.6	29.3	8.4	18.1	2.8	33.0	2.9

注 福島県の避難指示区域を除く。

4. 就業状況別保険料納付状況

就業状況別に保険料納付状況をみると、常用雇用や臨時は1号期間滞納者の割合が高くなっている（図6）。

図6 就業状況別保険料納付状況



注1 「総数」には、就業状況不詳の者を含む。

注2 福島県の避難指示区域を除く。

注3 「郵送調査」の集計客体を集計した数値のため、「総数」の保険料納付状況は、調査対象者について集計した第1章の「総数」の保険料納付状況とは一致しない。

第3章 学生の状況

1. 学生の割合

第1号被保険者のうち学生の割合をみると、16.2%となっている（表8）。

表8 学生の割合

（単位：％）

	総数	納付者			1号期間 滞納者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付猶予者
		納付者	完納者	一部 納付者				
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
学生	16.2	7.6	8.6	4.1	6.4	1.0	100.0	8.7
学生でない	82.4	91.1	90.2	94.5	91.9	96.9	-	90.5
不詳	1.4	1.3	1.2	1.4	1.8	2.1	-	0.7

注 福島県の避難指示区域を除く。

2. 学生の保険料納付状況

学生について、保険料納付状況をみると、学生納付特例者は66.0%、納付者は22.2%、1号期間滞納者は9.1%となっている（表9）。

表9 学生の保険料納付状況

（単位：％）

	総数	納付者			1号期間 滞納者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付猶予者
		納付者	完納者	一部 納付者				
総数	100.0	47.3	36.9	10.4	23.3	15.8	10.7	2.9
学生	100.0	22.2	19.6	2.6	9.1	1.0	66.0	1.6
学生でない	100.0	52.3	40.4	11.9	25.9	18.6	-	3.2

注1 「総数」には、学生か学生でないか不詳の者を含む。

注2 福島県の避難指示区域を除く。

注3 「郵送調査」の集計客体を集計した数値のため、「総数」の保険料納付状況は、調査対象者について集計した第1章の「総数」の保険料納付状況とは一致しない。

第4章 世帯の状況、所得・支出の状況

1. 世帯の人数及び第1号被保険者数

第1号被保険者の属する世帯の平均世帯人員数は3.1人となっている。

また、保険料納付状況別に単身世帯（世帯人員1人の世帯）の占める割合をみると、1号期間滞納者で28.2%、申請全額免除者で25.0%と高くなっている（表10）。

表10 保険料納付状況別世帯人員

	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	不詳	平均
									(単位：%)
総数	100.0	18.4	17.5	24.5	23.4	9.9	6.1	0.3	3.1
納付者	100.0	12.7	18.7	26.6	24.4	10.1	7.2	0.3	3.3
完納者	100.0	11.7	18.9	26.8	24.5	10.1	7.7	0.3	3.3
一部納付者	100.0	16.5	17.9	25.6	24.1	9.9	5.7	0.3	3.1
1号期間滞納者	100.0	28.2	17.5	22.5	19.0	8.2	4.3	0.2	2.8
申請全額免除者	100.0	25.0	23.6	23.2	16.4	7.1	4.3	0.3	2.7
学生納付特例者	100.0	16.1	5.1	20.1	36.0	15.2	7.1	0.3	3.5
若年者納付猶予者	100.0	3.7	9.8	28.7	34.6	16.1	6.9	0.2	3.7

注1 平均は世帯人員数不詳の者を除く。

注2 福島県の避難指示区域を除く。

なお、第1号被保険者の属する世帯の第1号被保険者数は、平均で1.5人となっている（表11）。

表11 世帯における第1号被保険者数

	総数	1人	2人	3人	4人以上	不詳	平均
							(単位：%)
総数	100.0	56.4	32.0	7.2	2.1	2.3	1.5
納付者	100.0	52.9	34.8	7.7	2.2	2.3	1.6
完納者	100.0	52.5	35.0	7.9	2.3	2.2	1.6
一部納付者	100.0	54.2	34.2	7.0	2.0	2.6	1.6
1号期間滞納者	100.0	59.6	30.0	6.3	1.8	2.3	1.5
申請全額免除者	100.0	58.9	31.8	5.8	1.7	1.9	1.5
学生納付特例者	100.0	62.4	24.6	8.2	2.2	2.7	1.5
若年者納付猶予者	100.0	51.9	31.0	10.8	3.7	2.4	1.7

注1 平均は世帯人員数不詳の者を除く。

注2 福島県の避難指示区域を除く。

2. 都市規模別世帯の人数

都市規模別に世帯人員をみると、大都市は、単身世帯の割合が26.8%と他の都市規模に比べ高く、平均世帯人員数は少なくなっている（表12）。

表12 都市規模別世帯人員

	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	不詳	平均
									(単位：%)
総数	100.0	18.4	17.5	24.5	23.4	9.9	6.1	0.3	3.1
大都市	100.0	26.8	18.2	23.5	21.6	6.9	2.7	0.3	2.7
中都市	100.0	17.9	17.5	25.4	24.4	9.9	4.9	0.0	3.1
小都市・町村	100.0	13.3	17.0	24.6	24.0	11.8	8.8	0.4	3.4

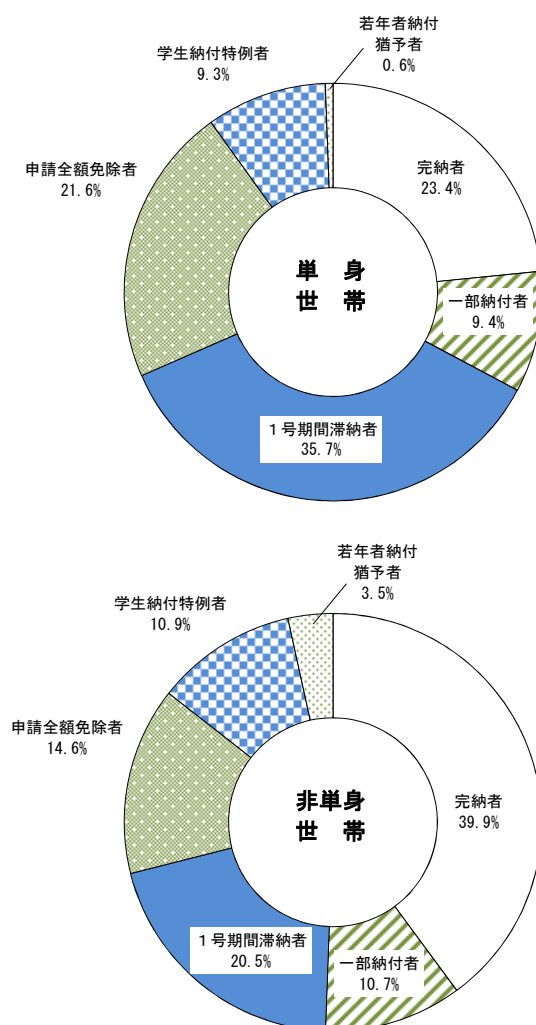
注1 平均は世帯人員数不詳の者を除く。

注2 福島県の避難指示区域を除く。

3. 単身世帯・非単身世帯別保険料納付状況

単身世帯と非単身世帯（世帯人員が2人以上の世帯）別に保険料納付状況をみると、単身世帯の1号期間滞納者の割合は、非単身世帯に比べ高く、その分完納者の割合が低くなっている（図7）。

図7 単身世帯・非単身世帯別保険料納付状況



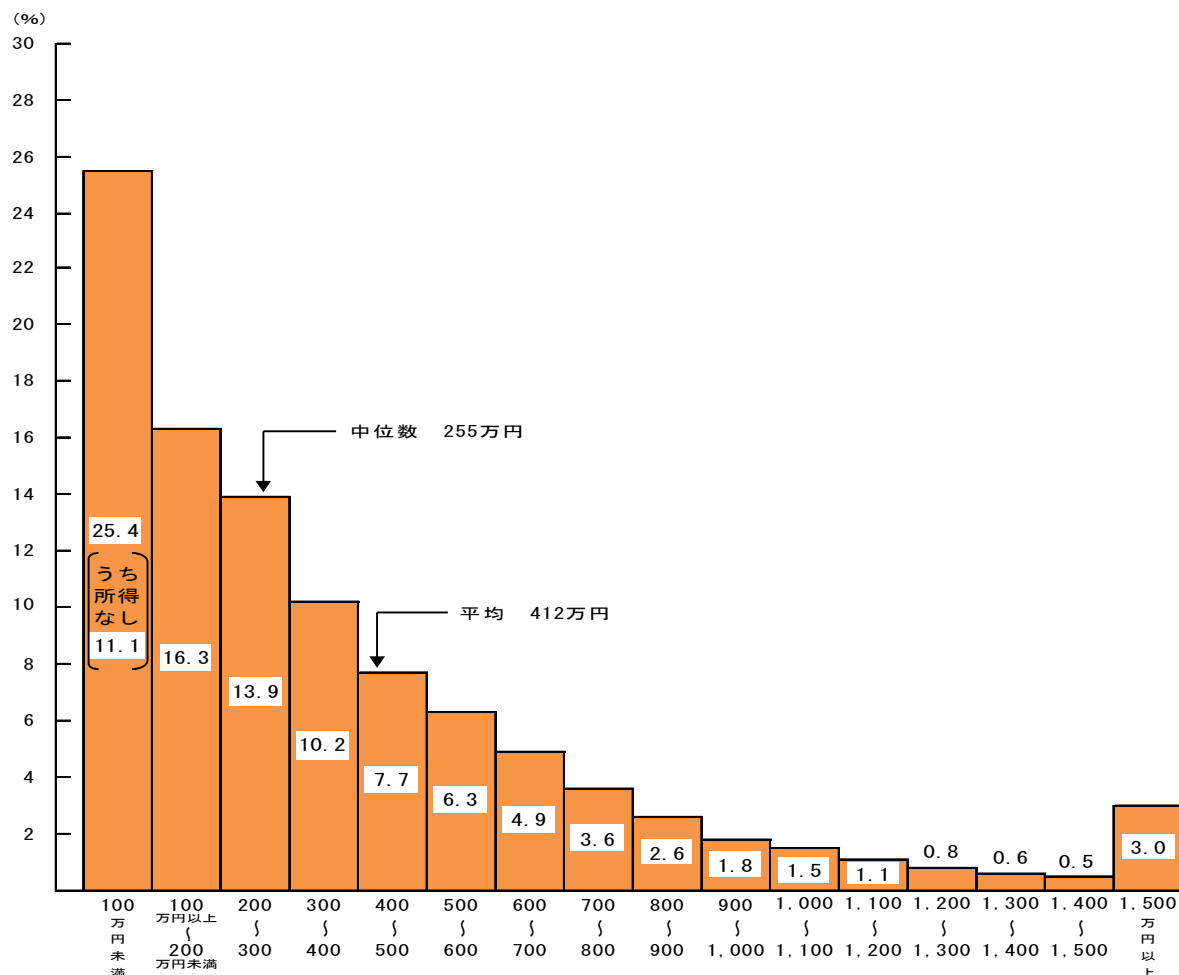
注 福島県の避難指示区域を除く。

4. 世帯の総所得金額の分布

第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の分布をみると、平均が412万円、中位数が255万円となっている。

また、世帯の総所得金額が100万円未満の者の割合が25.4%、うち所得なしの者の割合が11.1%となっている（図8）。

図8 第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の分布（総数）



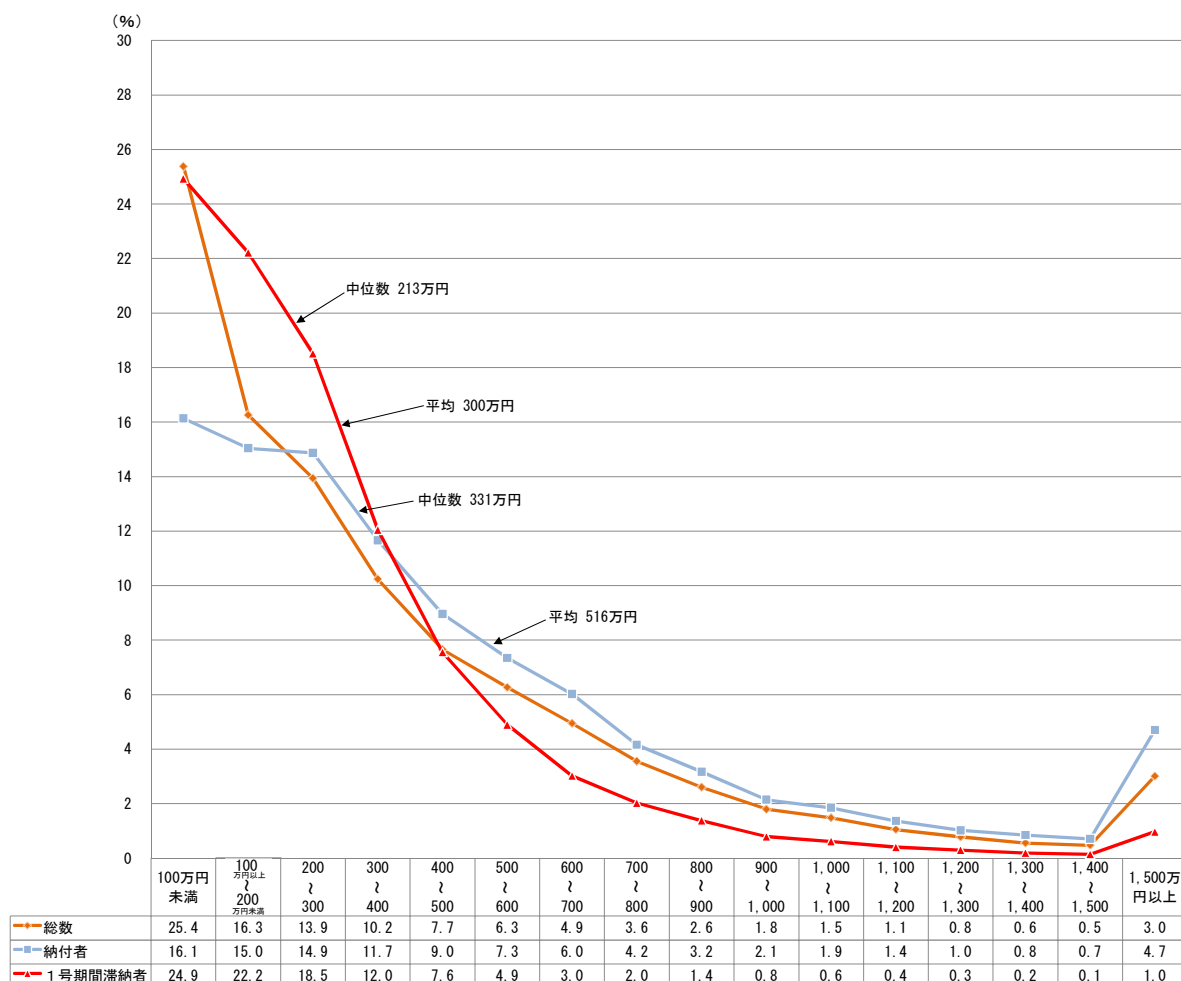
注1 世帯の総所得金額が不詳の者を除く。

注2 福島県の避難指示区域を除く。

5. 保険料納付状況別世帯の総所得金額の分布

保険料納付状況別に第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の分布をみると、納付者の平均が516万円、中位数が331万円となっているのに対し、1号期間滞納者は平均が300万円、中位数が213万円となっており、1号期間滞納者は、低所得者の割合が納付者に比べ高くなっている一方、世帯の総所得金額が1,000万円以上の者も2.6%いる（図9）。

図9 保険料納付状況別、世帯の総所得金額の分布



注1 世帯の総所得金額が不詳の者を除く。

注2 福島県の避難指示区域を除く。

また、保険料納付状況別に第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の平均をみると、学生納付特例者が595万9千円と最も高く、次いで完納者が545万9千円、若年者納付猶予者が529万3千円、一部納付者が408万5千円、1号期間滞納者が300万1千円、申請全額免除者が106万5千円となっている（表13）。

表13 世帯の総所得金額階級、保険料納付状況別第1号被保険者割合

	総 数	納付者			1号期間 滞 納 者	申請全額 免 除 者	学生納付 特 例 者	若 年 者 納付猶予者
		納付者	完納者	一 部 納付者				
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
								(単位：%)
100万円未満	25.4	16.1	16.2	15.9	24.9	63.7	16.3	7.2
うち所得なし	11.1	6.4	6.6	5.7	10.9	28.4	9.8	2.8
100万円以上～200万円未満	16.3	15.0	14.2	18.1	22.2	19.4	6.3	10.3
200～300	13.9	14.9	14.3	16.9	18.5	8.6	8.0	14.5
300～400	10.2	11.7	11.2	13.5	12.0	4.0	8.3	13.8
400～500	7.7	9.0	8.7	9.9	7.6	1.8	9.4	12.3
500～600	6.3	7.3	7.4	7.1	4.9	1.0	10.9	10.8
600～700	4.9	6.0	6.3	5.0	3.0	0.6	9.6	8.8
700～800	3.6	4.2	4.3	3.8	2.0	0.3	8.0	7.0
800～900	2.6	3.2	3.3	2.6	1.4	0.2	5.6	4.6
900～1,000	1.8	2.1	2.3	1.7	0.8	0.1	4.6	3.0
1,000～1,100	1.5	1.9	2.0	1.1	0.6	0.1	3.6	2.0
1,100～1,200	1.1	1.4	1.5	1.0	0.4	0.0	2.4	1.5
1,200～1,300	0.8	1.0	1.1	0.6	0.3	0.0	1.8	0.8
1,300～1,400	0.6	0.8	1.0	0.5	0.2	0.0	0.7	0.7
1,400～1,500	0.5	0.7	0.8	0.4	0.1	0.0	0.8	0.4
1,500万円以上	3.0	4.7	5.5	1.9	1.0	0.1	3.9	2.4
平均値	412.3	515.9	545.9	408.5	300.1	106.5	595.9	529.3
中位数	255.0	331.0	345.0	293.0	213.0	54.0	522.0	434.0

注1 世帯の総所得金額が不詳の者を除く。

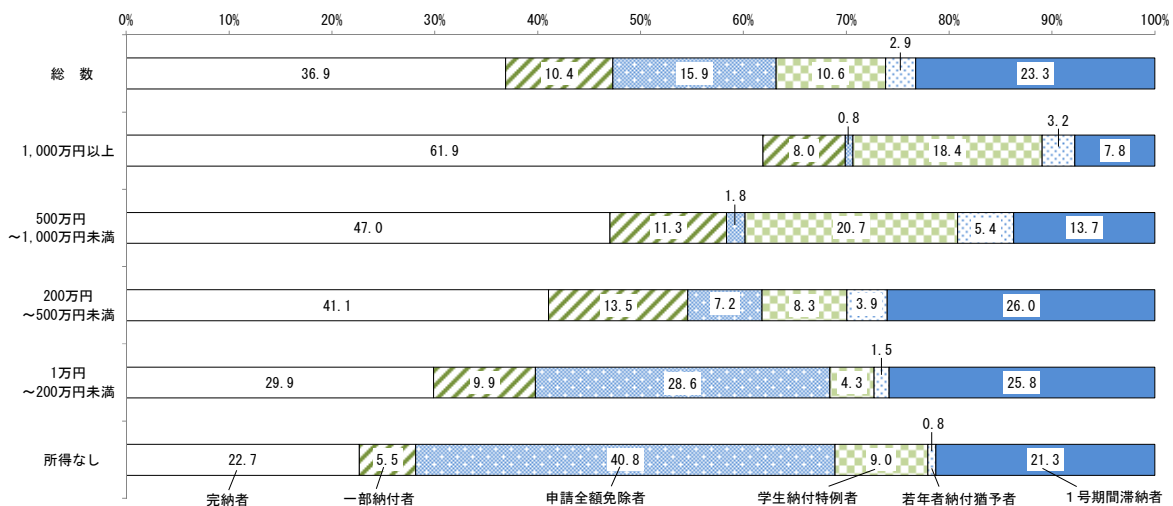
注2 福島県の避難指示区域を除く。

6. 世帯の総所得金額階級別保険料納付状況

世帯の総所得金額階級別に第1号被保険者本人の保険料納付状況をみると、所得が高いほど完納者の占める割合が高くなる傾向があるが、所得が1,000万円以上であっても、1号期間滞納者が7.8%いる。

一方、所得が低くなるにつれ申請全額免除者の割合は高くなっているが、所得なしであっても保険料を完納している者が22.7%いる（図10）。

図10 世帯の総所得金額階級別保険料納付状況



注1 「総数」には、世帯の総所得金額不詳の者を含む。

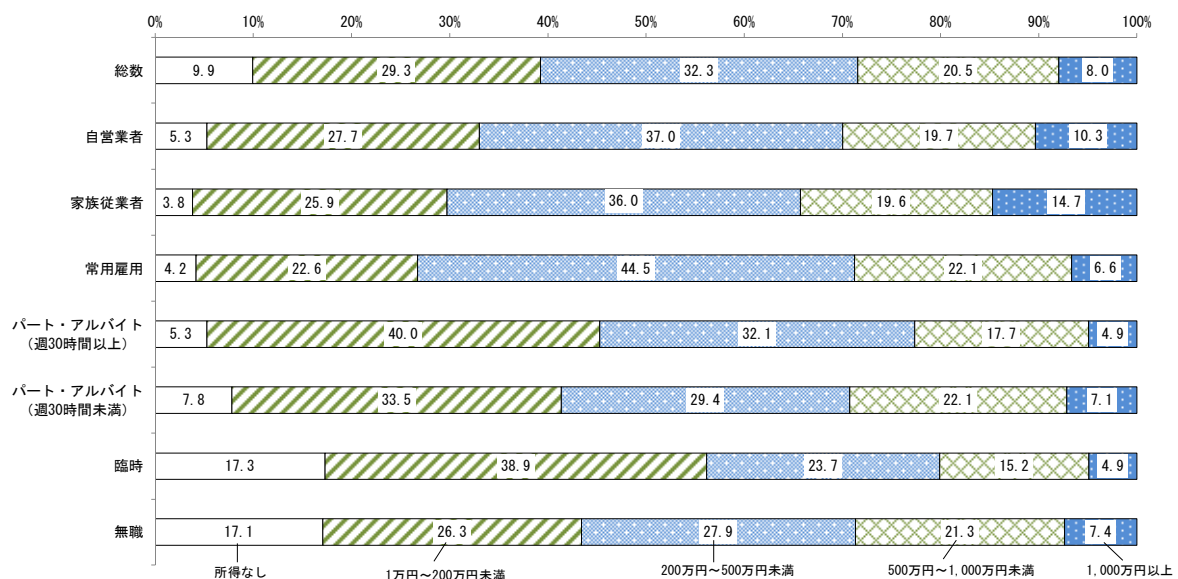
注2 福島県の避難指示区域を除く。

注3 「所得等調査」の集計客体を集計した数値のため、「総数」の保険料納付状況は、調査対象者について集計した第1章の「総数」の保険料納付状況とは一致しない。

7. 就業状況別世帯の総所得の状況

本人の就業状況別に世帯の総所得金額の状況をみると、パート・アルバイト、臨時及び無職において世帯の総所得金額が200万円未満の者の割合が高くなっている（図11）。

図11 就業状況別世帯の総所得金額の状況



注1 世帯の総所得金額が不詳の者を除く。

注2 「総数」には、就業状況不詳の者を含む。

注3 福島県の避難指示区域を除く。

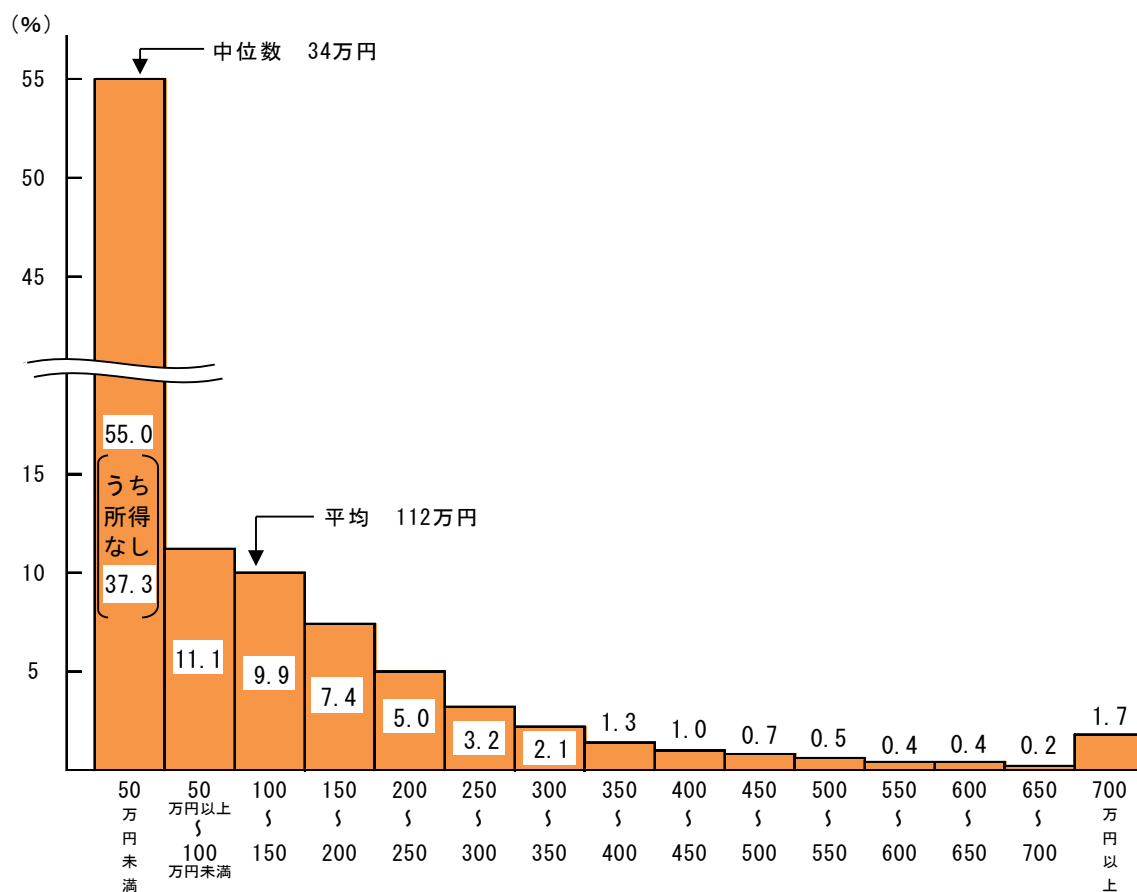
注4 「郵送調査」と「所得等調査」の集計客体を突合した客体を集計した数値のため、「総数」の世帯の総所得金額の状況は、「所得等調査」の集計客体を集計した図8及び表13の「総数」の世帯の総所得金額の状況とは一致しない。

8. 本人の総所得金額の分布

第1号被保険者本人の総所得金額の分布をみると、平均が112万円、中位数が34万円となっている。

また、所得が50万円未満の者が半数以上を占め、うち所得なしの者の割合は37.3%に達している（図12）。

図12 本人の総所得金額の分布（総数）



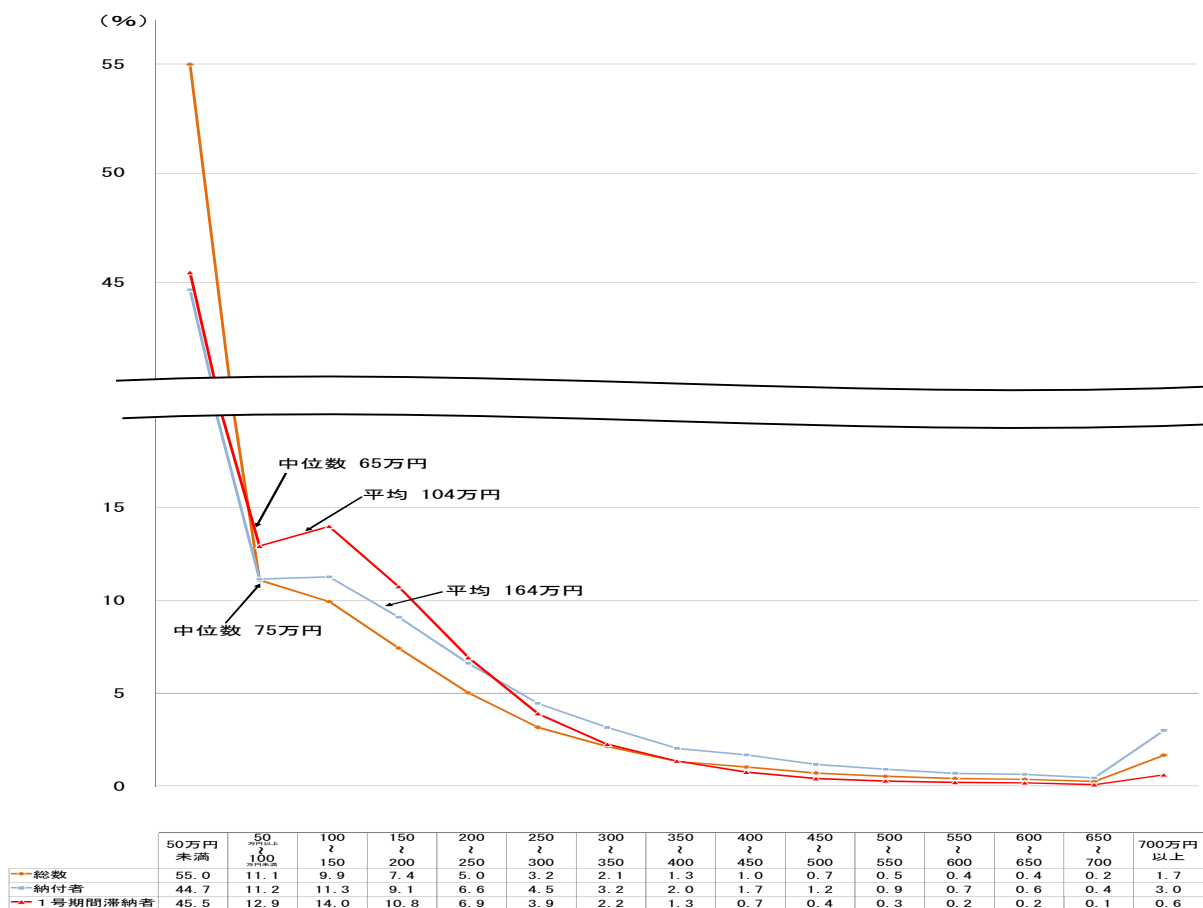
注1 本人の総所得金額が不詳の者を除く。

注2 福島県の避難指示区域を除く。

9. 保険料納付状況別本人の総所得金額の分布

保険料納付状況別に第1号被保険者本人の総所得金額の分布をみると、納付者の平均が164万円、中位数が75万円となっているのに対し、1号期間滞納者は平均が104万円、中位数が65万円となっており、1号期間滞納者の方が納付者に比べ総所得金額が低い傾向がある(図13)。

図13 保険料納付状況別、本人の総所得金額の分布



注1 本人の総所得金額が不詳の者を除く。

注2 福島県の避難指示区域を除く。

また、保険料納付状況別に第1号被保険者本人の総所得金額の平均をみると、完納者が173万6千円と最も高く、次いで一部納付者が128万2千円、1号期間滞納者が104万2千円、申請全額免除者が39万6千円、若年者納付猶予者が26万4千円、学生納付特例者が9万7千円となっている（表14）。

表14 本人の総所得金額階級、保険料納付状況別第1号被保険者割合

	総数	納付者			1号期間滞納者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予者
		納付者	完納者	一部納付者				
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
50万円未満	55.0	43.7	44.7	40.5	45.5	74.2	95.3	79.7
うち所得なし	37.3	27.9	28.8	24.7	30.3	49.4	76.0	57.3
50万円以上～100万円未満	11.1	11.2	10.3	14.2	12.9	12.9	3.1	12.6
100～150	9.9	11.3	10.4	14.2	14.0	6.6	0.9	5.3
150～200	7.4	9.1	8.8	10.2	10.8	3.2	0.2	1.5
200～250	5.0	6.6	6.5	6.9	6.9	1.4	0.1	0.5
250～300	3.2	4.5	4.5	4.3	3.9	0.6	0.1	0.1
300～350	2.1	3.2	3.2	2.8	2.2	0.4	0.0	0.0
350～400	1.3	2.0	2.1	1.8	1.3	0.1	0.0	0.0
400～450	1.0	1.7	1.8	1.3	0.7	0.1	0.0	0.1
450～500	0.7	1.2	1.3	0.8	0.4	0.1	0.1	0.1
500～550	0.5	0.9	1.0	0.6	0.3	0.0	0.0	0.0
550～600	0.4	0.7	0.8	0.4	0.2	0.0	0.0	0.1
600～650	0.4	0.6	0.7	0.3	0.2	0.1	0.0	0.0
650～700	0.2	0.4	0.5	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0
700万円以上	1.7	3.0	3.5	1.3	0.6	0.2	0.1	0.0
平均値	112.1	163.6	173.6	128.2	104.2	39.6	9.7	26.4
中位数	34.0	75.0	73.0	82.0	65.0	2.0	0.0	0.0

注1 本人の総所得金額が不詳の者を除く。

注2 福島県の避難指示区域を除く。

10. 男女別保険料納付状況別本人の総所得金額の平均

男女別に第1号被保険者本人の総所得金額の平均をみると、男子が156万1千円、女子が65万4千円となっている。

保険料納付状況別にみると、若年者納付猶予者ではあまり差はないが、それ以外では男女の総所得額には差があり、特に納付者、1号期間滞納者及び申請全額免除者においては女子の総所得金額の平均は男子の総所得金額の平均の半分以下の金額となっている（表15）。

表15 男女別保険料納付状況別本人の総所得金額の平均

（単位：万円）

	総数	納付者	完納者	一部納付者	1号期間滞納者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予者
総数	112.1	163.6	173.6	128.2	104.2	39.6	9.7	26.4
男子	156.1	232.9	249.6	175.5	134.0	55.9	11.1	27.5
女子	65.4	93.2	97.4	77.5	61.1	27.8	7.9	25.2

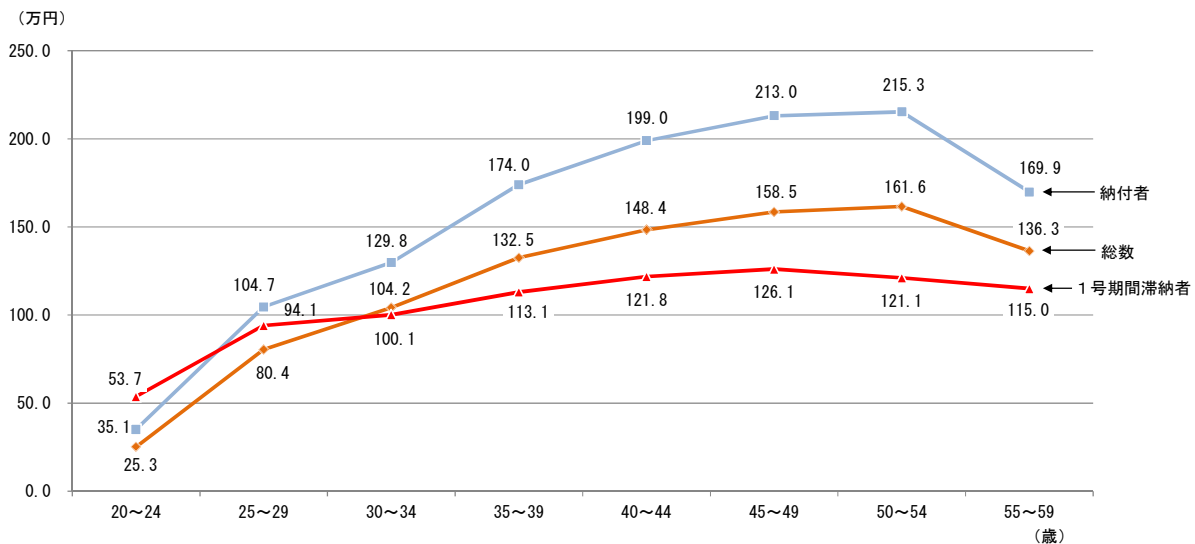
注1 本人の総所得金額が不詳の者を除く。

注2 福島県の避難指示区域を除く。

11. 年齢階級別、保険料納付状況別本人の総所得金額の平均

年齢階級別、保険料納付状況別に第1号被保険者本人の総所得金額の平均をみると、ほとんどの年齢階級で1号期間滞納者より納付者の方が高いが、20歳代前半においては、納付者よりも1号期間滞納者の方が高い（図14）。

図14 年齢階級別、保険料納付状況別本人の総所得金額の平均



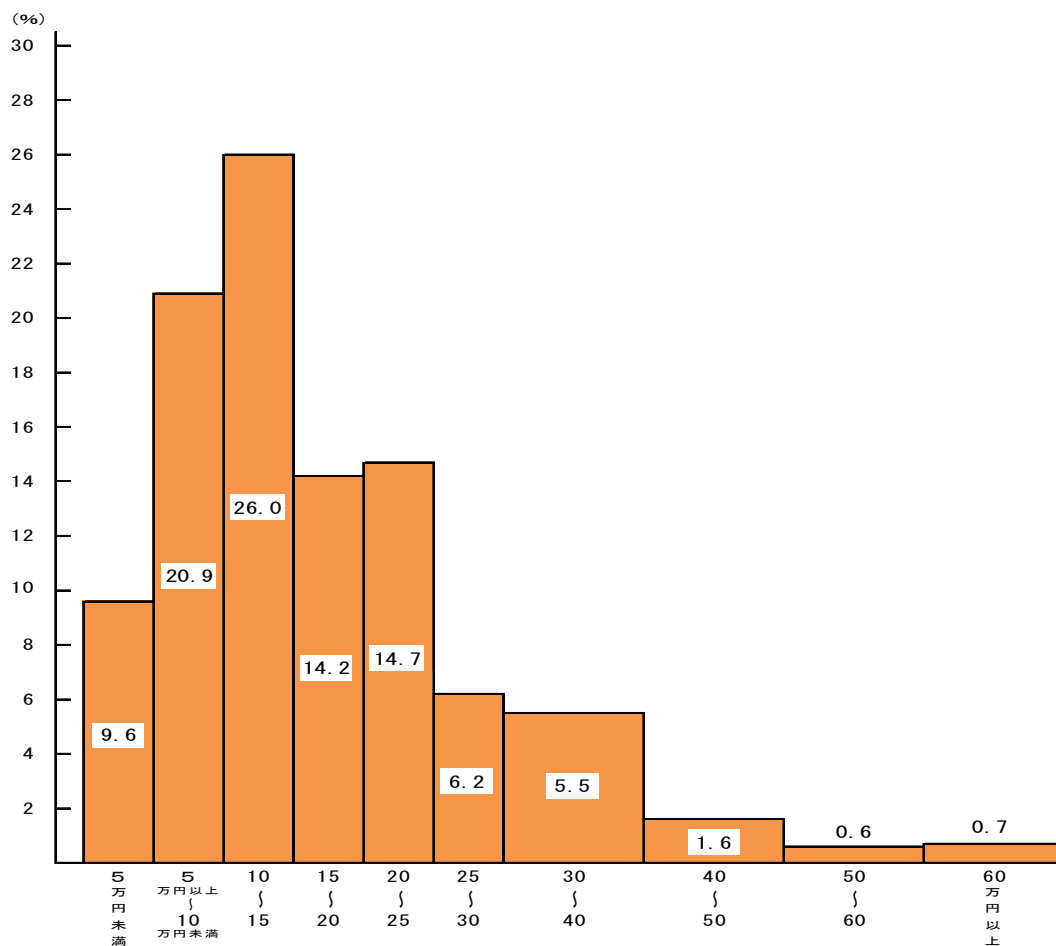
注1 本人の総所得金額が不詳の者を除く。

注2 福島県の避難指示区域を除く。

12. 世帯の消費支出月額の分布

第1号被保険者の属する世帯の消費支出月額の分布をみると、消費支出月額10万円以上15万円未満を山とする分布となっている（図15）。

図15 世帯の消費支出月額の分布（総数）



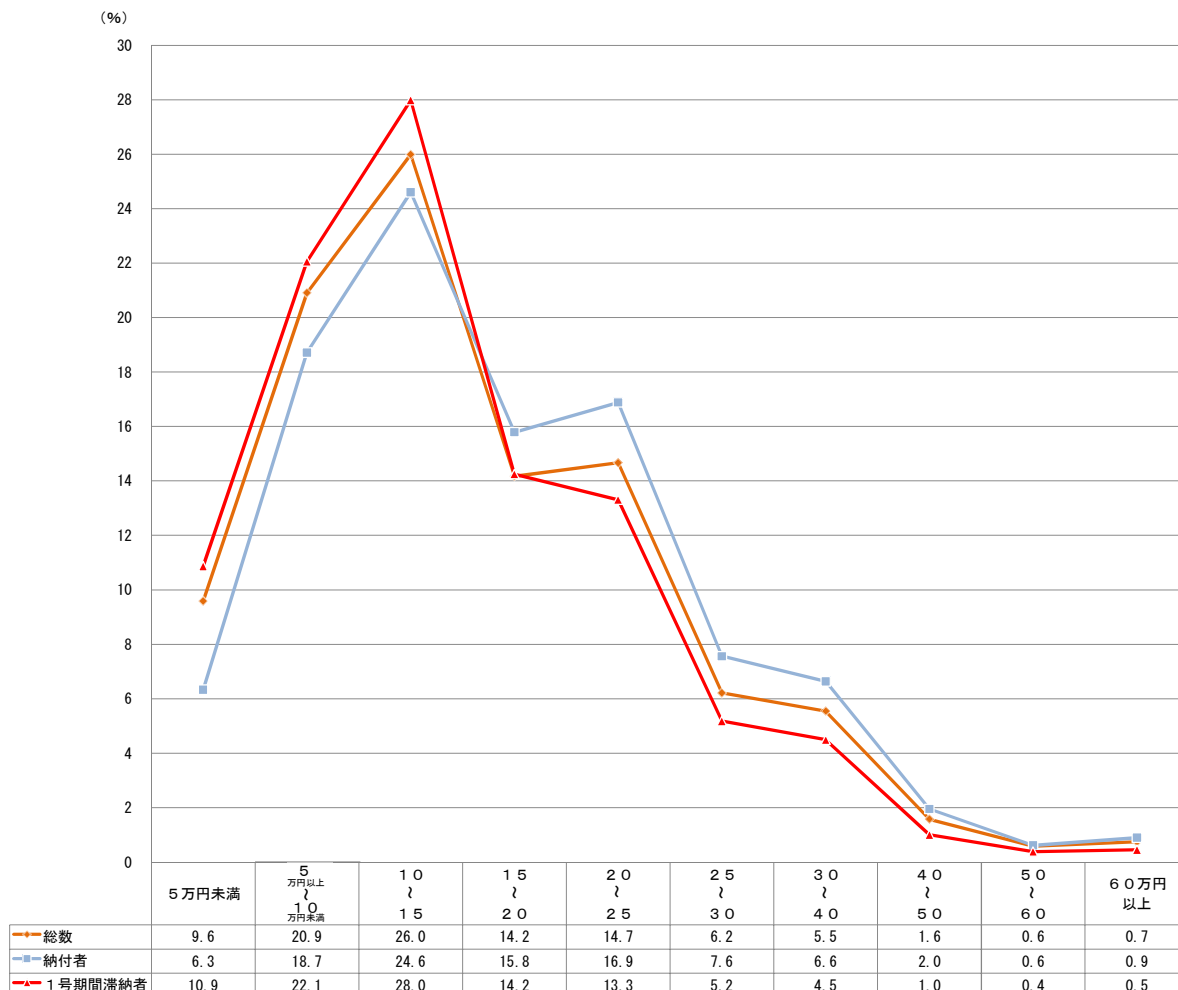
注1 世帯の消費支出月額が不詳の者を除く。

注2 福島県の避難指示区域を除く。

13. 保険料納付状況別世帯の消費支出月額の分布

保険料納付状況別に、第1号被保険者の属する世帯の消費支出月額の分布をみると、1号期間滞納者の方が納付者に比べ消費支出が低い傾向がある（図16）。

図16 保険料納付状況別、世帯の消費支出月額の分布



注1 世帯の消費支出月額が不詳の者を除く。

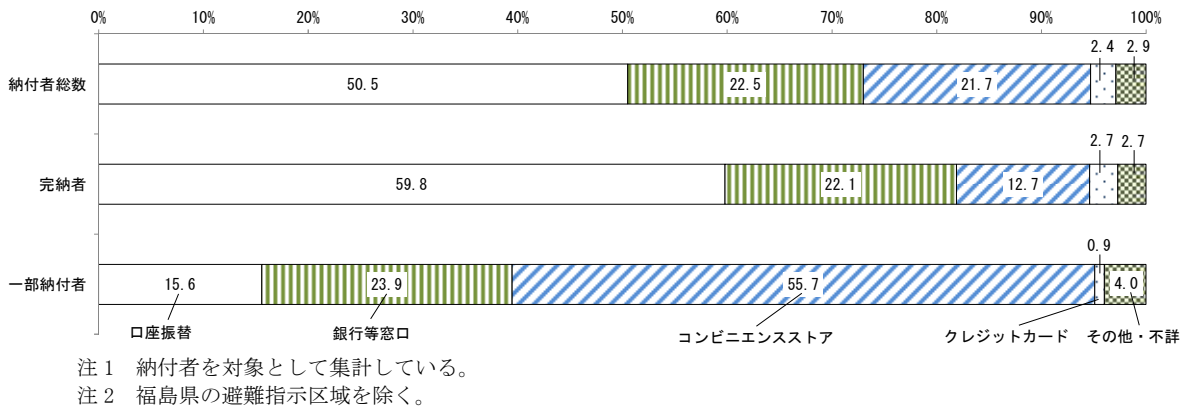
注2 福島県の避難指示区域を除く。

第5章 保険料の納付方法

1. 保険料納付状況別保険料の納付方法

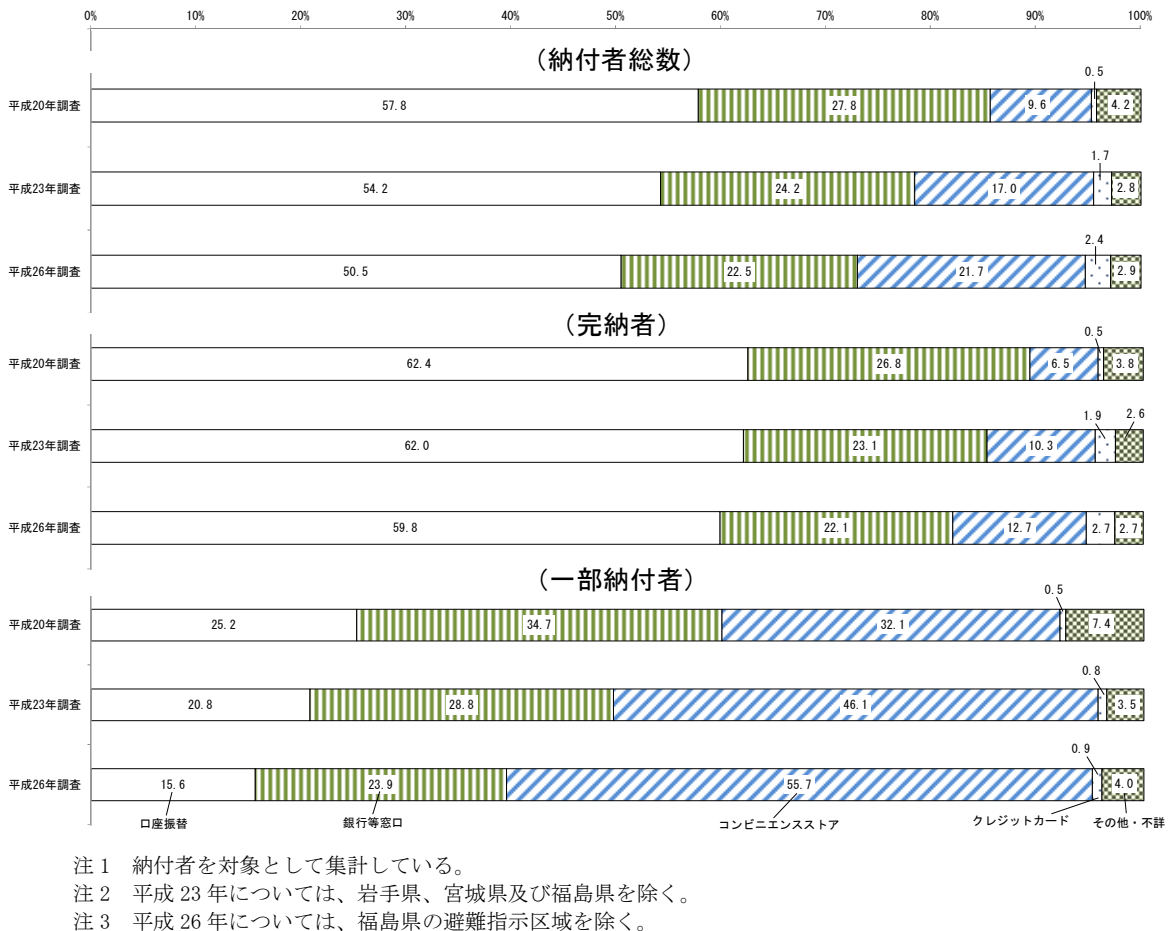
平成25年度における国民年金保険料の納付方法をみると、納付者総数では口座振替が最も多く利用され、50.5%となっている。保険料納付状況別にみると、完納者は口座振替が59.8%と最も多いが、一部納付者は15.6%と少なく、一部納付者については、コンビニエンスストアの利用が55.7%と最も多くなっている（図17）。

図17 保険料納付状況別保険料の納付方法



国民年金保険料の納付方法の推移をみると、完納者、一部納付者ともに、銀行等窓口の占める割合が減少し、コンビニエンスストアの占める割合が増加している（図18）。

図18 保険料の納付方法の推移



2. 年齢階級別保険料の納付方法

納付者について、年齢階級別に納付方法をみると、高年齢層では口座振替を利用している割合が高く、若年齢層では高年齢層に比べコンビニエンスストアを利用している割合が高い傾向にある（表16）。

表16 年齢階級別保険料の納付方法

(単位：%)

	総数	口座振替	銀行等の窓口	コンビニエンスストア	クレジットカード	その他	不詳
納付者総数	100.0	50.5	22.5	21.7	2.4	1.8	1.1
20～24歳	100.0	41.0	25.0	27.7	1.7	3.1	1.6
25～29歳	100.0	40.1	23.3	31.7	1.3	3.0	0.6
30～34歳	100.0	40.6	22.6	29.8	3.5	2.5	0.9
35～39歳	100.0	48.9	21.5	23.6	3.5	1.6	0.9
40～44歳	100.0	50.8	21.6	20.8	2.9	2.3	1.6
45～49歳	100.0	55.6	21.2	17.1	3.8	1.4	0.9
50～54歳	100.0	58.6	21.7	15.8	1.6	1.2	1.1
55～59歳	100.0	58.0	23.3	15.9	1.0	0.6	1.3

注1 納付者を対象として集計している。

注2 福島県の避難指示区域を除く。

3. 都市規模別保険料の納付方法

納付者について、都市規模別に納付方法をみると、小都市・町村で口座振替を利用している割合が52.7%と高くなっており、大都市ではコンビニエンスストアを利用している割合が26.0%と高くなっている（表17）。

表17 都市規模別保険料の納付方法

(単位：%)

	総数	口座振替	銀行等の窓口	コンビニエンスストア	クレジットカード	その他	不詳
納付者総数	100.0	50.5	22.5	21.7	2.4	1.8	1.1
大都市	100.0	46.4	20.9	26.0	3.0	2.5	1.2
中都市	100.0	51.1	21.8	22.1	2.8	1.7	0.5
小都市・町村	100.0	52.7	23.8	18.9	1.8	1.4	1.4

注1 納付者を対象として集計している。

注2 福島県の避難指示区域を除く。

4. 保険料納付状況別口座振替の利用経験

国民年金の保険料については口座からの自動振替を推進しているが、口座振替の利用経験についてみると、総数では33.0%が利用したことがあると回答している。

保険料納付状況別にみると、納付者の約6割が利用したことがあり、そのうち、完納者では利用経験がある割合は65.6%であるが、一部納付者では利用経験がある割合は26.5%となっている（表18）。

表18 保険料納付状況別口座振替の利用経験

(単位：%)

	(単位：%)			
	総数	利用したことがある	利用したことがない	不詳
総数	100.0	33.0	64.6	2.4
納付者	100.0	57.0	40.2	2.8
完納者	100.0	65.6	32.0	2.4
一部納付者	100.0	26.5	69.2	4.3
1号期間滞納者	100.0	12.0	85.3	2.7
申請全額免除者	100.0	14.7	83.1	2.3
学生納付特例者	100.0	6.2	93.2	0.6
若年者納付猶予者	100.0	8.1	90.3	1.6

注 福島県の避難指示区域を除く。

5. 年齢階級別口座振替の利用経験

年齢階級別に口座振替の利用経験についてみると、年齢階級が上がるにつれ、利用したことがある者の割合が高くなっている（表19）。

表19 年齢階級別口座振替の利用経験

(単位：%)

	(単位：%)			
	総数	利用したことがある	利用したことがない	不詳
総数	100.0	33.0	64.6	2.4
20～24歳	100.0	15.4	82.7	2.0
25～29歳	100.0	26.3	70.7	2.9
30～34歳	100.0	29.5	68.1	2.4
35～39歳	100.0	35.1	61.4	3.5
40～44歳	100.0	37.3	60.8	1.9
45～49歳	100.0	40.8	56.6	2.6
50～54歳	100.0	43.9	53.9	2.2
55～59歳	100.0	48.5	49.3	2.3

注 福島県の避難指示区域を除く。

6. 保険料納付状況別口座振替を利用したことがない理由

口座振替を利用したことがないと回答した納付者について、保険料納付状況別に口座振替を利用したことがない理由をみると、「現在の方法で満足だから」が、完納者で45.6%、一部納付者で35.1%とその割合が最も高くなっている。次いで、完納者、一部納付者ともに、「自分の都合で納めたいから」の割合が高くなっている（表20）。

表20 口座振替を利用したことがない理由

(単位：%)

	総数						
		現在の方法で満足だから	自分の都合で納めたいから	手続きが面倒だと思うから	口座振替の仕組みを知らなかったから	その他	不詳
口座振替を利用したことがない納付者総数	100.0	41.6	30.5	10.2	4.3	8.9	4.4
完納者	100.0	45.6	28.1	9.3	4.3	8.8	3.9
一部納付者	100.0	35.1	34.6	11.7	4.4	9.1	5.3

注1 口座振替を利用したことがないと回答した納付者を対象として集計している。

注2 福島県の避難指示区域を除く。

7. 年齢階級別口座振替を利用したことがない理由

口座振替を利用したことがないと回答した納付者について、年齢階級別に口座振替を利用したことがない理由をみると、若年齢層で「手続きが面倒だと思うから」の割合が、高年齢層に比べて高い傾向がある（表21）。

表21 年齢階級別口座振替を利用したことがない理由

(単位：%)

	総数						
		現在の方法で満足だから	自分の都合で納めたいから	手続きが面倒だと思うから	口座振替の仕組みを知らなかったから	その他	不詳
口座振替を利用したことがない納付者総数	100.0	41.6	30.5	10.2	4.3	8.9	4.4
20～24歳	100.0	38.4	17.6	12.7	10.3	15.6	5.4
25～29歳	100.0	39.5	28.0	15.9	3.7	6.9	5.9
30～34歳	100.0	38.9	30.5	10.7	4.4	10.5	5.0
35～39歳	100.0	43.9	26.3	12.8	4.1	7.5	5.4
40～44歳	100.0	38.9	40.3	8.9	3.3	4.0	4.5
45～49歳	100.0	46.2	35.2	5.7	1.7	8.6	2.6
50～54歳	100.0	41.2	33.7	12.3	3.0	6.1	3.8
55～59歳	100.0	46.1	34.1	4.3	2.6	10.0	2.9

注1 口座振替を利用したことがないと回答した納付者を対象として集計している。

注2 福島県の避難指示区域を除く。

8. 保険料納付状況別コンビニエンスストアなどを用いた納付の利用経験

国民年金保険料は、夜間や休日でも利用できるコンビニエンスストア、インターネット等（インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキング（電話の音声案内））、クレジットカードによっても納付できるが、これらの方法の利用経験をみると、総数では34.2%が利用したことがあると回答している。

保険料納付状況別にみると、納付者の45.4%が利用したことがあり、そのうち、完納者の利用経験がある割合は37.3%であるが、一部納付者の利用経験がある割合は73.7%と高くなっている（表22）。

表22 保険料納付状況別コンビニエンスストアなどを用いた納付の利用経験

（単位：％）

	総数	利用したことがある	利用したことがない	不詳
総数	100.0	34.2	62.0	3.9
納付者	100.0	45.4	51.7	2.9
完納者	100.0	37.3	59.4	3.2
一部納付者	100.0	73.7	24.6	1.6
1号期間滞納者	100.0	33.7	62.3	4.1
申請全額免除者	100.0	23.1	71.9	5.0
学生納付特例者	100.0	6.1	88.1	5.7
若年者納付猶予者	100.0	19.6	74.8	5.6

注 福島県の避難指示区域を除く。

9. 保険料納付状況別コンビニエンスストアなどを用いた納付を利用したことがない理由

コンビニエンスストア、インターネット等、クレジットカードを用いた納付を利用したことがないと回答した納付者について、保険料納付状況別にコンビニエンスストアなどを用いた納付を利用したことがない理由をみると、「現在の方法で満足だから」が72.0%とその割合が最も高くなっている（表23）。

表23 保険料納付状況別コンビニエンスストアなどを用いた納付を利用したことがない理由

（単位：％）

	総数	現在の方法で満足だから	コンビニエンスストアなどを用いた納付の仕組みを知らなかったから	コンビニエンスストアなどを普段あまり利用しないから	手続きが面倒だと思うから	その他	不詳
コンビニなどを用いた納付を利用したことがない納付者総数	100.0	72.0	12.1	3.1	2.2	5.4	5.2
完納者	100.0	74.4	10.8	3.0	2.1	4.7	5.1
一部納付者	100.0	51.9	23.1	4.6	3.3	10.6	6.4

注1 コンビニエンスストアなどを用いた納付を利用したことがないと回答した納付者を対象として集計している。

注2 福島県の避難指示区域を除く。

第6章 国民年金保険料を納付しない理由

1. 年齢階級別保険料を納付しない理由

1号期間滞納者について、年齢階級別に国民年金保険料を納付しない理由をみると、すべての年齢階級において「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高くなっている。

次いで高いのは、20～40歳代ではおおむね「年金制度の将来が不安・信用できない」の割合、50歳代では「これから保険料を納めても加入期間が短く、年金がもらえない」の割合となっている（表24）。

表24 年齢階級別保険料を納付しない理由（主要回答）

（単位：％）

	総数	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	年金制度の将来が不安・信用できない	納める保険料に比べて、十分な年金額が受け取れない	すっかり忘れていた、後でまとめて払おうと思った	厚生労働省・日本年金機構が信用できない	これから保険料を納めても加入期間が短く、年金がもらえない	すでに、年金を受ける要件を満たしていたから	その他
1号期間滞納者総数	100.0	71.9	8.2	5.5	4.0	3.4	2.8	1.1	3.1
20～24歳	100.0	62.3	9.6	8.4	9.2	2.8	0.1	0.4	7.2
25～29歳	100.0	68.6	8.8	9.2	5.7	4.3	0.5	0.1	2.8
30～34歳	100.0	75.9	9.1	4.9	2.9	3.6	1.0	0.3	2.2
35～39歳	100.0	73.7	10.4	4.9	3.6	2.7	2.2	0.1	2.3
40～44歳	100.0	70.7	9.2	5.9	4.6	4.2	3.0	0.2	2.3
45～49歳	100.0	74.3	8.1	4.1	1.5	3.6	5.8	0.1	2.6
50～54歳	100.0	77.1	4.6	3.3	3.1	2.8	5.1	1.9	2.1
55～59歳	100.0	70.3	4.7	3.7	2.3	2.5	4.8	6.9	4.6

注1 1号期間滞納者を対象として集計している。

注2 保険料を納付しない理由不詳の者を除く。

注3 福島県の避難指示区域を除く。

2. 年齢階級別「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を選んだ理由

「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した1号期間滞納者について、年齢階級別に「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を選んだ理由をみると、すべての年齢階級において、「元々収入が少ない、または不安定だったから」の割合が最も高いが、年齢階級が上がるにつれ少しずつ低くなり、替わって「失業、事故などにより所得が低下したから」及び「保険料より優先度の高い支出が多かったから」の割合が高くなる（表25）。

表25 年齢階級別「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を選んだ理由

（単位：％）

	総数	元々収入が少ない、または不安定だったから	失業、事故などにより所得が低下したから	保険料より優先度の高い支出が多かったから	その他
「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を選んだ1号期間滞納者総数	100.0	56.8	19.5	19.1	4.6
20～24歳	100.0	69.6	8.8	11.6	10.0
25～29歳	100.0	64.2	16.2	15.9	3.7
30～34歳	100.0	62.9	16.3	16.9	3.9
35～39歳	100.0	58.2	18.0	17.5	6.3
40～44歳	100.0	57.4	18.3	19.9	4.4
45～49歳	100.0	49.5	24.6	22.8	3.1
50～54歳	100.0	46.7	26.6	23.0	3.8
55～59歳	100.0	45.0	27.5	24.7	2.8

注1 「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した1号期間滞納者を対象として集計している。

注2 「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を選んだ理由不詳の者を除く。

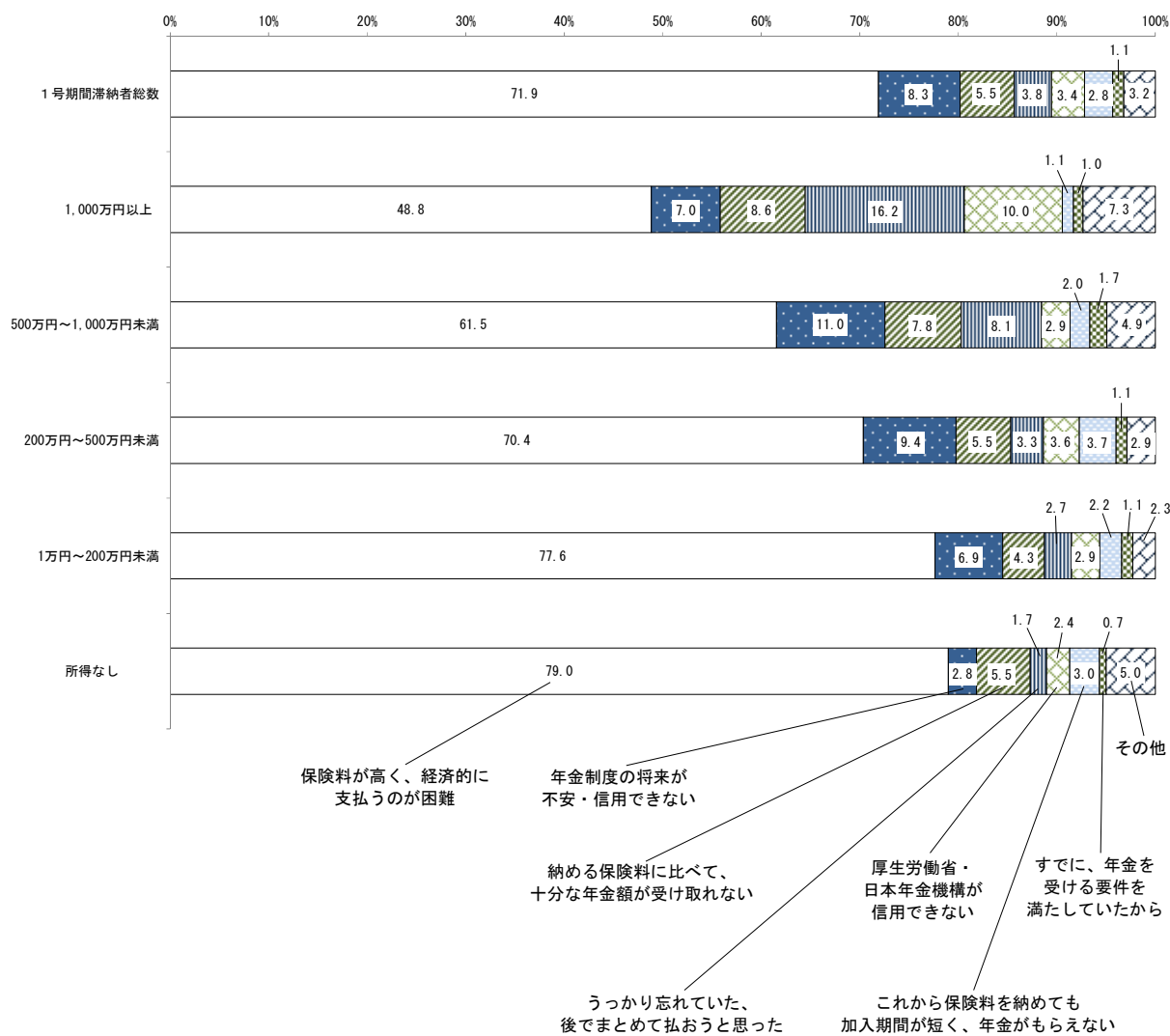
注3 福島県の避難指示区域を除く。

3. 世帯の総所得金額階級別保険料を納付しない理由

1号期間滞納者について、世帯の総所得金額階級別に国民年金保険料を納付しない理由をみると、すべての所得金額階級で「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高い割合となっており、世帯の総所得金額が1,000万円以上であっても48.8%が「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」であると回答している。

また、おおむね所得が上がるにつれ「年金制度の将来が不安・信用できない」、「納める保険料に比べて、十分な年金額が受け取れない」及び「うっかり忘れていた、後でまとめて払おうと思った」の割合が高くなっている（図19）。

図19 世帯の総所得金額階級別保険料を納付しない理由（主要回答）



注1 1号期間滞納者を対象として集計している。
 注2 保険料を納付しない理由不詳の者を除く。
 注3 「1号期間滞納者総数」には、世帯の総所得金額不詳の者を含む。
 注4 福島県の避難指示区域を除く。
 注5 「郵送調査」と「所得等調査」の集計客体を突合した客体を集計した数値のため、「1号期間滞納者総数」の保険料を納付しない理由の割合は、「郵送調査」の集計客体を集計した表24の「1号期間滞納者総数」の保険料を納付しない理由の割合とは一致しない。

4. 年齢階級別保険料を納めていないことについての意識

1号期間滞納者について、保険料を納めていないことについての意識をみると、どの年齢階級においても、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」の割合が最も高くなっている。また、「制度の意義や有利な点が理解できれば納めるつもり」の割合は若い世代であるほど高くなっている。（表26）。

表26 年齢階級別保険料を納めていないことについての意識

(単位：%)

	総数	もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい	制度の意義や有利な点が理解できれば納めるつもり	国民年金はあてにしていないので納める考えはない	年金制度や厚生労働省・日本年金機構は信用できないので納める考えはない	その他
1号期間滞納者総数	100.0	71.0	7.0	6.0	5.1	10.9
20～24歳	100.0	61.7	12.0	6.5	6.2	13.7
25～29歳	100.0	70.0	8.4	7.9	4.6	9.0
30～34歳	100.0	75.8	8.1	3.2	4.5	8.3
35～39歳	100.0	73.6	7.0	6.9	3.4	9.2
40～44歳	100.0	72.0	7.0	5.4	5.2	10.5
45～49歳	100.0	69.1	6.1	6.3	7.6	10.9
50～54歳	100.0	73.7	3.6	6.9	4.7	11.2
55～59歳	100.0	70.0	3.5	5.7	4.7	16.2

注1 1号期間滞納者を対象として集計している。

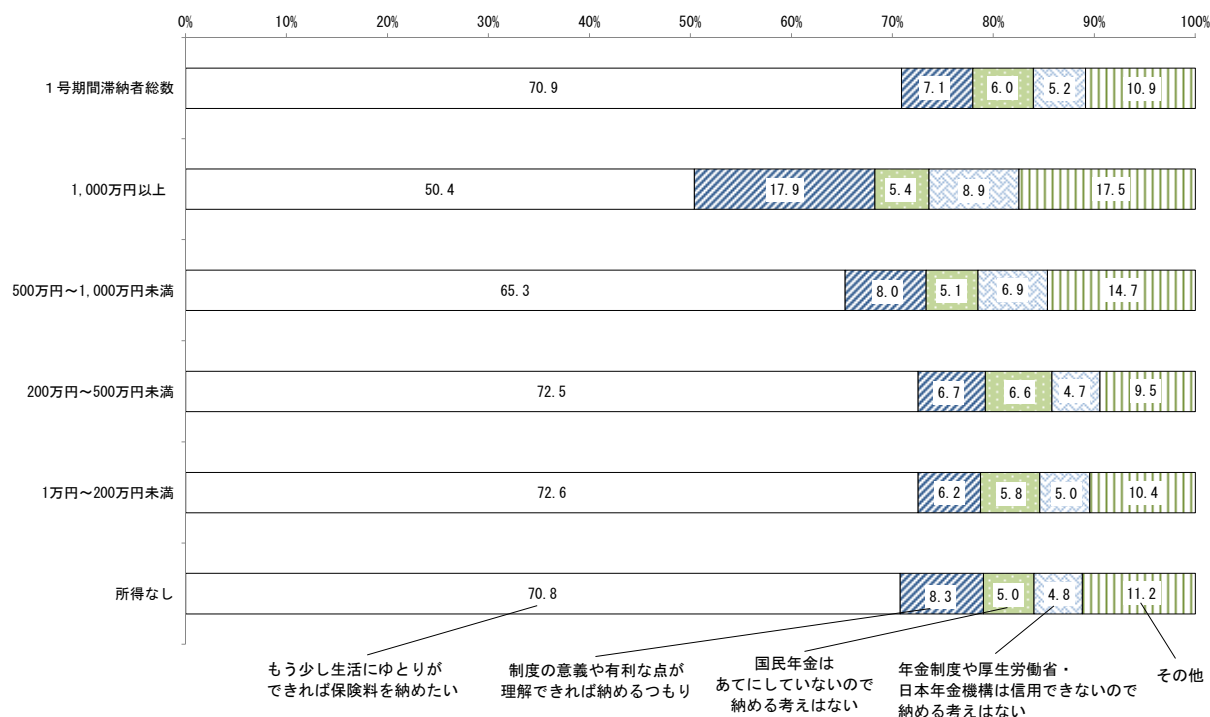
注2 保険料を納めていないことについての意識不詳の者を除く。

注3 福島県の避難指示区域を除く。

5. 世帯の総所得金額階級別保険料を納めていないことについての意識

1号期間滞納者について、世帯の総所得金額階級別に保険料を納付しないことについての意識をみると、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」とした者の割合は、所得が1,000万円未満では大半を占めているが、所得が1,000万円以上でも50.4%となっている。また、所得が上がるにつれ「制度の意義や有利な点が理解できれば納付するつもり」と考えている者の割合が高い傾向にある（図20）。

図20 世帯の総所得金額階級別保険料を納付しないことについての意識



注1 1号期間滞納者を対象として集計している。

注2 保険料を納付しないことについての意識不詳の者を除く。

注3 「1号期間滞納者総数」には、世帯の総所得金額不詳の者を含む。

注4 福島県の避難指示区域を除く。

注5 「郵送調査」と「所得等調査」の集計客体を突合した客体を集計した数値のため、「1号期間滞納者総数」の保険料を納付しないことについての意識の割合は、「郵送調査」の集計客体を集計した表26の「1号期間滞納者総数」の保険料を納付しないことについての意識の割合とは一致しない。

第7章 国民年金制度についての周知方法

1. 保険料納付状況別国民年金制度についての周知方法

国民年金制度の仕組みや特徴などについて、どのような機会や広報媒体で知ることがあったかをみると、「テレビ・ラジオ」の割合が43.6%、「家族・友人・知人から聞いた」の割合が41.8%と高くなっている。

保険料納付状況別にみると、学生納付特例者において、「学校で教わった」の割合が27.0%と高くなっている（表27）。

表27 保険料納付状況別国民年金制度についての周知方法

	テレビ・ラジオ	家族・友人・知人から聞いた	新聞・雑誌	市区町村等の広報誌	インターネット	年金事務所等での年金相談	学校で教わった	年金事務所等が行う説明会	その他	(単位：%)	
										特に知る機会はなかった	
総数	43.6	41.8	18.4	17.9	12.3	10.7	7.6	1.1	9.0	16.3	
納付者	47.9	43.0	23.4	21.5	11.4	8.7	5.4	1.2	10.2	12.9	
完納者	49.1	43.7	25.3	22.7	10.9	7.2	5.6	1.2	10.2	12.3	
一部納付者	43.7	40.4	16.9	17.5	13.1	14.0	4.7	1.3	10.1	14.9	
1号期間滞納者	39.8	35.8	13.2	13.3	11.0	13.6	5.1	1.0	7.8	22.7	
申請全額免除者	41.2	39.4	16.4	21.8	10.8	17.3	3.8	1.2	9.1	16.3	
学生納付特例者	38.4	51.1	12.7	9.0	19.0	2.9	27.0	1.0	6.6	16.7	
若年者納付猶予者	36.9	49.5	10.4	9.0	21.4	12.2	12.3	1.4	7.0	19.1	

注1 本調査にかかる回答は、複数回答であるため合計は100%を超える。

注2 福島県の避難指示区域を除く。

2. 年齢階級別国民年金制度についての周知方法

年齢階級別に年金制度の仕組みや特徴を知る機会、広報媒体別の周知度をみると、20歳から34歳では、「家族・友人・知人から聞いた」の割合が最も高くなっており、35歳以上では「テレビ・ラジオ」が最も高くなっている（表28）。

表28 年齢階級別国民年金制度についての周知方法

	テレビ・ラジオ	家族・友人・知人から聞いた	新聞・雑誌	市区町村等の広報誌	インターネット	年金事務所等での年金相談	学校で教わった	年金事務所等が行う説明会	その他	(単位：%)	
										特に知る機会はなかった	
総数	43.6	41.8	18.4	17.9	12.3	10.7	7.6	1.1	9.0	16.3	
20～24歳	35.2	51.7	11.2	9.1	17.0	5.0	21.6	0.8	6.1	19.0	
25～29歳	34.5	48.5	9.8	11.1	19.0	11.5	9.1	0.6	7.5	19.9	
30～34歳	40.8	45.8	12.3	13.2	16.8	11.8	5.1	0.7	7.9	17.3	
35～39歳	43.6	41.3	15.2	15.7	12.9	10.9	4.0	0.7	11.0	17.7	
40～44歳	44.0	36.6	18.6	22.1	7.6	11.5	3.1	1.1	10.7	16.5	
45～49歳	49.2	31.8	20.0	20.6	9.0	11.0	3.0	1.0	11.8	14.8	
50～54歳	52.6	31.3	25.6	26.8	7.7	13.3	1.3	1.5	11.0	13.2	
55～59歳	54.2	39.1	36.1	29.7	6.5	15.3	1.1	2.6	8.6	10.9	

注1 本調査にかかる回答は、複数回答であるため合計は100%を超える。

注2 福島県の避難指示区域を除く。

第8章 国民健康保険（市町村）の保険料（税）の賦課状況及び納付状況

1. 国民年金の保険料納付状況別国保保険料（税）賦課状況

第1号被保険者のうち国民健康保険（市町村）（以下「国保」という。）の保険料（税）を賦課されている者は、70.6%となっている。

国保の保険料（税）を賦課されている者について、国保保険料（税）の軽減状況をみると、「軽減なし」が60.3%、「軽減あり」が39.7%となっている。また、国民年金の保険料納付状況別に「軽減あり」の割合をみると、納付者は27.4%、1号期間滞納者は30.6%、学生納付特例者は41.7%、若年者納付猶予者は23.3%となっており、甚だしい差はないが、申請全額免除者は83.9%と高くなっており、申請全額免除者は国保保険料（税）についても軽減措置を受けている割合が高くなってきている（表29）。

表29 国民年金の保険料納付状況別国保保険料（税）賦課状況

(単位：%)

	総数	賦課状況		(再掲) 賦課	軽減状況	
		賦課されている	賦課されていない		軽減なし	軽減あり
総数	100.0	70.6	29.4	100.0	60.3	39.7
納付者	100.0	75.6	24.4	100.0	72.6	27.4
完納者	100.0	74.7	25.3	100.0	72.1	27.9
一部納付者	100.0	78.6	21.4	100.0	74.6	25.4
1号期間滞納者	100.0	76.5	23.5	100.0	69.4	30.6
申請全額免除者	100.0	87.6	12.4	100.0	16.1	83.9
学生納付特例者	100.0	18.6	81.4	100.0	58.3	41.7
若年者納付猶予者	100.0	40.1	59.9	100.0	76.7	23.3

注1 平成25年度の国民健康保険（市町村）の賦課状況である。

注2 賦課状況が不詳の者を除く。

注3 福島県の避難指示区域を除く。

2. 国民年金の保険料納付状況別国保保険料（税）の納付状況

国保の保険料（税）を賦課されている者について、国保の保険料（税）納付状況をみると、「全月納付」が82.9%、「一部納付」が9.2%、「全月未納」が7.8%となっている。

国民年金の保険料納付状況別にみると、国民年金の納付者では国保の「全月納付」が95.3%、国民年金の1号期間滞納者では国保の「全月納付」が59.2%となっており、国民年金保険料を滞納している者であっても、その6割近くは国保の保険料を全月納めている（表30）。

表30 国民年金の保険料納付状況別国保保険料（税）の納付状況

(単位：%)

	総数	納付状況			
		全月納付	一部納付	全月未納	不詳
国保の保険料（税）を賦課されている者総数	100.0	82.9	9.2	7.8	0.1
納付者	100.0	95.3	3.5	1.2	0.1
完納者	100.0	97.5	1.9	0.5	0.1
一部納付者	100.0	87.6	8.8	3.4	0.1
1号期間滞納者	100.0	59.2	19.0	21.6	0.2
申請全額免除者	100.0	80.6	11.5	7.8	0.1
学生納付特例者	100.0	88.6	6.8	4.3	0.3
若年者納付猶予者	100.0	82.4	10.7	6.7	0.2

注1 平成25年度の国民健康保険（市町村）の保険料（税）を賦課されている者を対象として集計している。

注2 福島県の避難指示区域を除く。

第9章 生命保険・個人年金

1. 保険料納付状況別生命保険・個人年金加入状況

生命保険・個人年金の加入状況をみると、生命保険や個人年金のどちらかに加入している者の割合は55.3%となっている。国民年金の保険料納付状況別にみると、1号期間滞納者の加入割合は納付者に比べ低いものの、ほぼ5割の者が生命保険や個人年金に加入している（表31）。

表31 保険料納付状況別生命保険・個人年金加入状況

(単位：%)

	総数	加入している	(再掲)	(再掲)	(再掲)	非加入	不詳
			生命保険に加入	個人年金に加入	両方加入		
総数	100.0	55.3	53.6	12.8	11.0	40.2	4.5
納付者	100.0	68.6	66.1	20.1	17.5	27.6	3.7
完納者	100.0	69.8	66.9	22.3	19.4	26.4	3.8
一部納付者	100.0	64.4	62.9	12.1	10.7	32.0	3.6
1号期間滞納者	100.0	46.4	45.2	7.3	6.1	48.6	5.0
申請全額免除者	100.0	47.9	46.6	7.3	6.1	47.5	4.6
学生納付特例者	100.0	33.3	33.1	2.7	2.6	60.6	6.1
若年者納付猶予者	100.0	31.2	30.4	3.2	2.4	62.9	6.0

注 福島県の避難指示区域を除く。

2. 年齢階級別生命保険・個人年金加入状況

年齢階級別に生命保険・個人年金の加入状況をみると、おおむね年齢階級が上がるにつれ加入割合が高くなっている。

また、1号期間滞納者についてみると、総数に比べすべての年齢階級において加入割合は低くなってはいるものの、35歳以上の各年齢階級では5割以上が生命保険や個人年金に加入している（表32）。

表32 年齢階級別生命保険・個人年金加入状況

(単位：%)

	総数	加入している	(再掲)	(再掲)	(再掲)	非加入	不詳
			生命保険に加入	個人年金に加入	両方加入		
総数	100.0	55.3	53.6	12.8	11.0	40.2	4.5
20～24歳	100.0	35.0	34.2	3.9	3.0	59.1	5.8
25～29歳	100.0	39.6	38.2	6.5	5.1	55.8	4.7
30～34歳	100.0	50.8	49.4	8.9	7.5	44.8	4.4
35～39歳	100.0	61.2	59.3	12.6	10.7	34.8	3.9
40～44歳	100.0	65.7	63.3	17.1	14.8	31.1	3.3
45～49歳	100.0	64.8	63.2	17.7	16.1	31.5	3.7
50～54歳	100.0	69.3	67.5	22.4	20.6	26.5	4.2
55～59歳	100.0	70.4	67.3	19.2	16.1	24.9	4.7
(再掲)							
1号期間滞納者総数	100.0	46.4	45.2	7.3	6.1	48.6	5.0
20～24歳	100.0	32.1	30.8	4.2	2.9	60.4	7.5
25～29歳	100.0	35.1	33.9	6.0	4.9	59.9	5.1
30～34歳	100.0	43.7	42.8	5.9	5.0	53.1	3.2
35～39歳	100.0	50.7	48.5	7.4	5.2	45.1	4.1
40～44歳	100.0	52.5	51.3	9.2	8.0	42.5	5.0
45～49歳	100.0	53.6	52.2	8.8	7.5	42.0	4.5
50～54歳	100.0	56.2	55.6	10.5	10.0	38.6	5.2
55～59歳	100.0	53.1	52.3	7.8	7.0	41.6	5.3

注1 「(再掲)」については、1号期間滞納者を対象として集計している。

注2 福島県の避難指示区域を除く。

3. 生命保険・個人年金の保険料月額平均

生命保険及び個人年金について、それぞれの加入者の保険料月額の平均をみると、生命保険の保険料は月額1万4千円、個人年金の保険料は月額1万6千円となっている。

国民年金の保険料納付状況別にみると、納付者と比較して1号期間滞納者の保険料月額の平均はやや低くなっているものの、1号期間滞納者で個人年金に加入している者は、平均で1万4千円の個人年金の保険料を支払っている（表33）。

なお、平成26年度の国民年金の保険料は、月額15,250円である。

表33 本人及び世帯全体の生命保険・個人年金の保険料月額平均

(単位：万円)

	本人の保険料月額平均		世帯全体の保険料月額平均	
	生命 保 険	個 人 年 金	生 命 保 険	個 人 年 金
総数	1.4	1.6	2.6	2.0
納付者	1.7	1.7	3.0	2.2
完納者	1.8	1.8	3.2	2.2
一部納付者	1.3	1.4	2.4	1.9
1号期間滞納者	1.1	1.4	2.0	1.7
申請全額免除者	1.0	1.1	1.6	1.5
学生納付特例者	0.7	1.2	3.0	1.9
若年者納付猶予者	0.7	1.1	2.4	2.0

注1 本人の保険料月額平均は、生命保険又は個人年金の加入者についての平均である。

注2 世帯全体の保険料月額平均は、生命保険又は個人年金の加入者がいる世帯についての平均である。

注3 本人の保険料月額平均及び世帯全体の保険料月額平均は、それぞれ本人の保険料月額及び世帯全体の保険料月額不詳の者を除く。

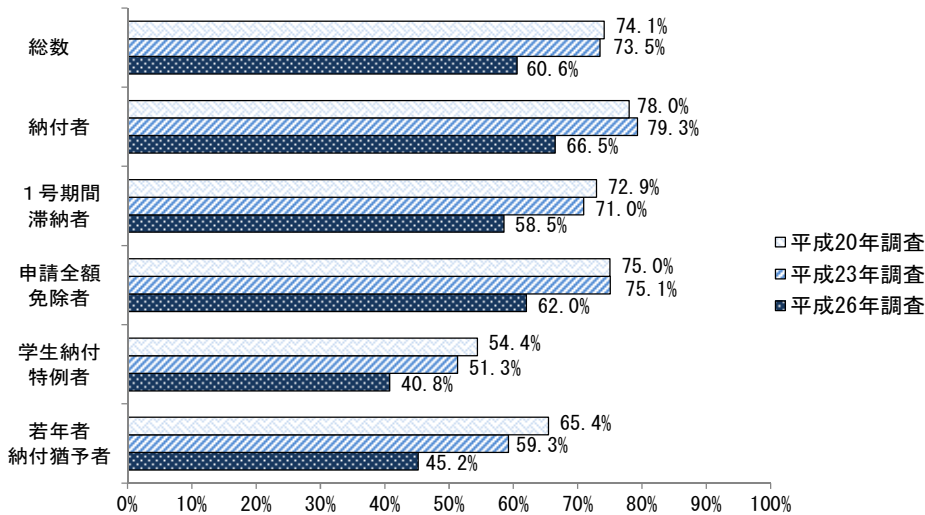
注4 福島県の避難指示区域を除く。

第10章 国民年金制度の周知度

1. 年金受給要件の周知度

老齢年金を受給するためには、公的年金に加入し、保険料を納めた期間と保険料を全額免除されていた期間の合計が原則として25年以上必要となる。このことに関する周知度は、60.6%となっており、保険料納付状況別にみると、いずれも前回調査より低くなっている（図21）。

図21 年金受給要件の周知度



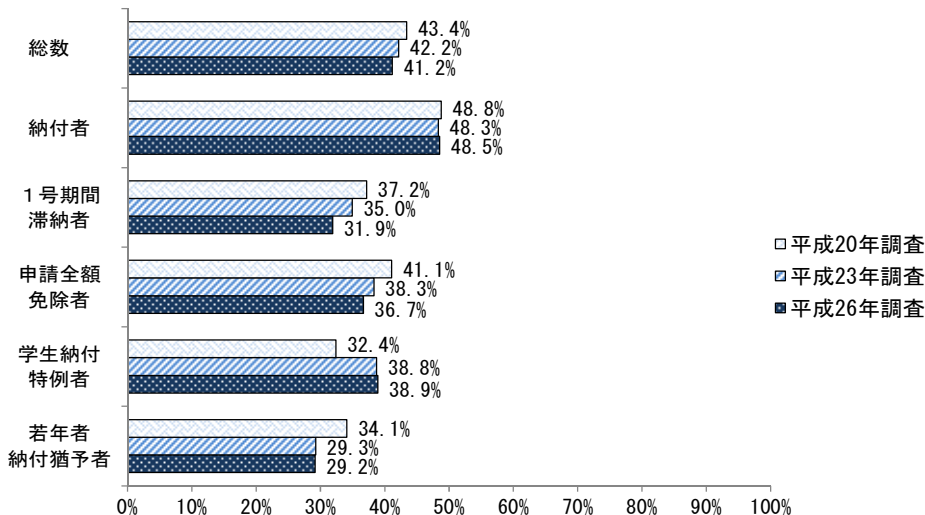
注1 平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

注2 平成26年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

2. 国民年金の実質的価値の維持についての周知度

国民年金は民間保険会社の個人年金とは異なり、物価水準や国民生活の変動に応じて年金額が改定され、年金の実質的価値がなるべく変わらないような仕組みが取られている。このことに関する周知度は、41.2%と前回より低くなっている。保険料納付状況別にみると、納付者及び学生納付特例者以外はほぼ横ばい、それ以外では前回調査より低くなっている（図22）。

図22 国民年金の物価水準維持についての周知度



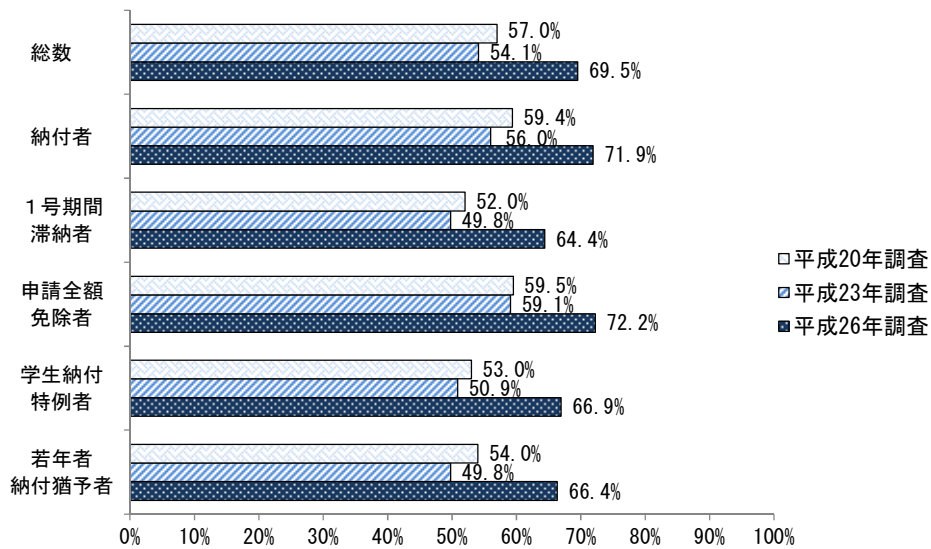
注1 平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

注2 平成26年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

3. 障害年金の周知度

国民年金では、加入期間中の病気やけが等により一定以上の障害の状態になった場合は、障害年金が支給される。このことに関する周知度は69.5%となっており、保険料納付状況別にみると、いずれも前回調査より高くなっている（図23）。

図23 障害年金の周知度

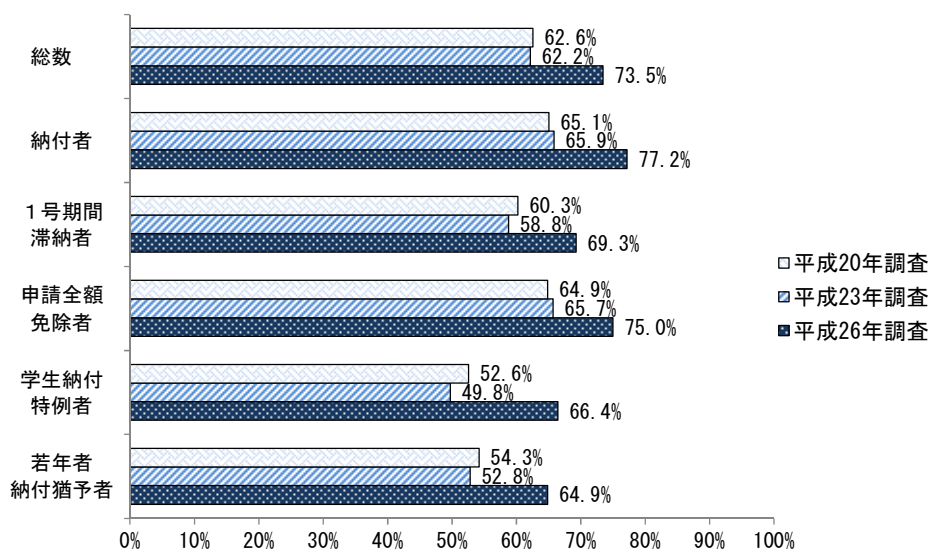


注1 平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県を除く。
 注2 平成26年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

4. 遺族年金の周知度

国民年金では、老齢年金や障害年金のほか、被保険者本人又は被保険者であった者の死亡時に遺族が年金を受けられる遺族年金の制度がある。このことに関する周知度は73.5%となっており、保険料納付状況別にみると、いずれも前回調査より高くなっている（図24）。

図24 遺族年金の周知度

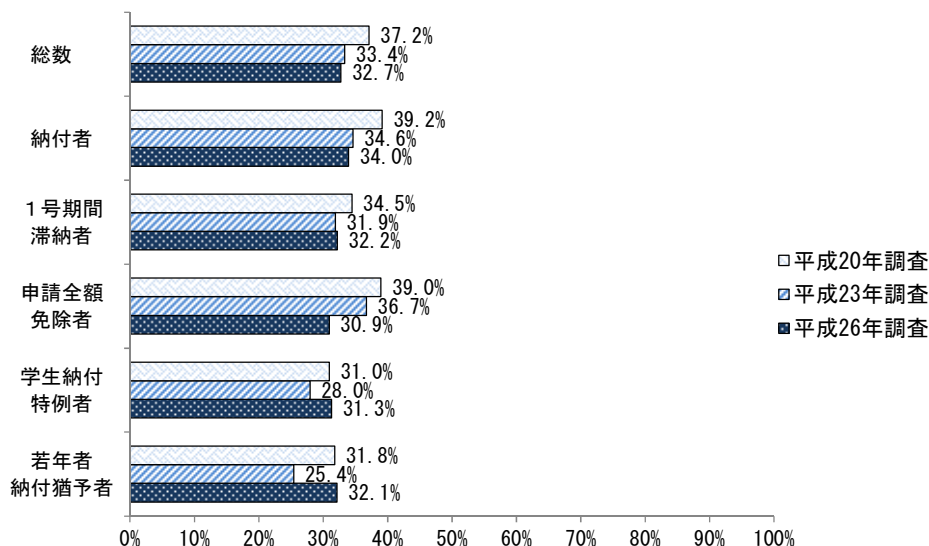


注1 平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県を除く。
 注2 平成26年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

5. 国民年金における国庫負担の周知度

国民年金は民間保険会社の個人年金とは異なり、1/2以上が国庫負担でまかなわれている。このことに関する周知度は32.7%と前回調査より低くなっている。保険料納付状況別にみると、納付者及び申請全額免除者において前回調査より低くなっている（図25）。

図25 国民年金における国庫負担の周知度



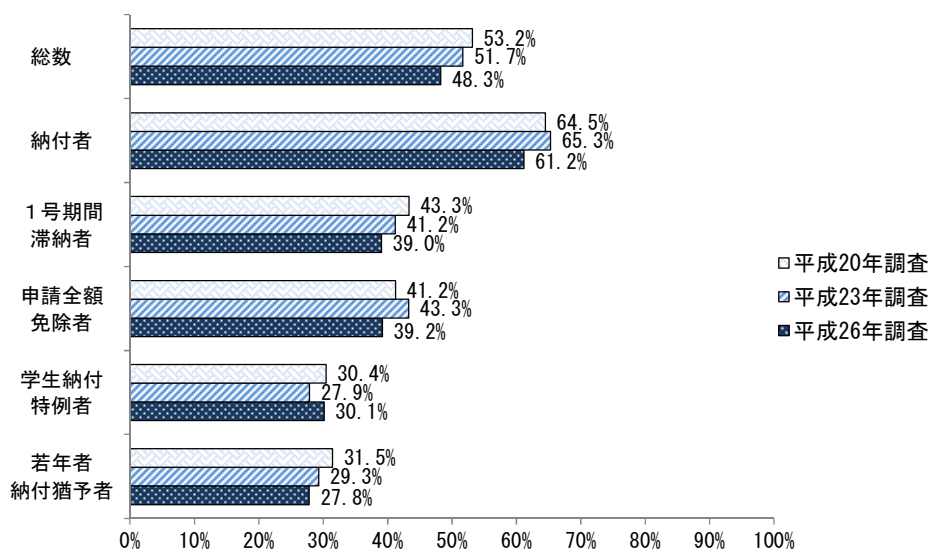
注1 平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

注2 平成26年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

6. 税における国民年金保険料に係る控除の周知度

国民年金保険料は、税額の計算上、全額所得額から控除される。このことに関する周知度は48.3%となっている。保険料納付状況別にみると、納付者では61.2%と高いが、納付者以外では4割を下回っている（図26）。

図26 税における国民年金保険料に係る控除の周知度



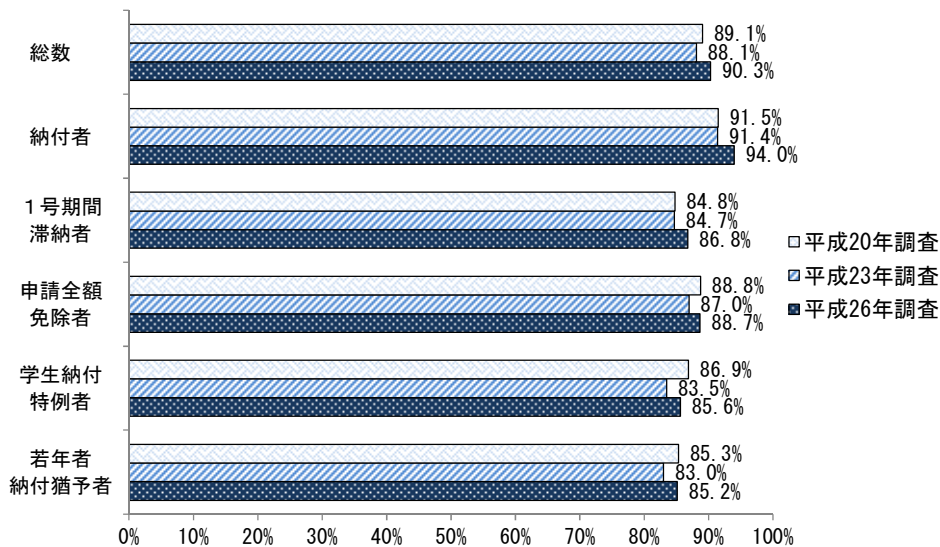
注1 平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

注2 平成26年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

7. 保険料納付期間と年金受取額の関係の周知度

国民年金は、保険料納付期間が短くなると、その分支給額が少なくなる。このことに関する周知度は90.3%となっており、保険料納付状況別にみると、いずれも前回調査より高くなっている（図27）。

図27 保険料納付期間と年金受取額との関係の周知度



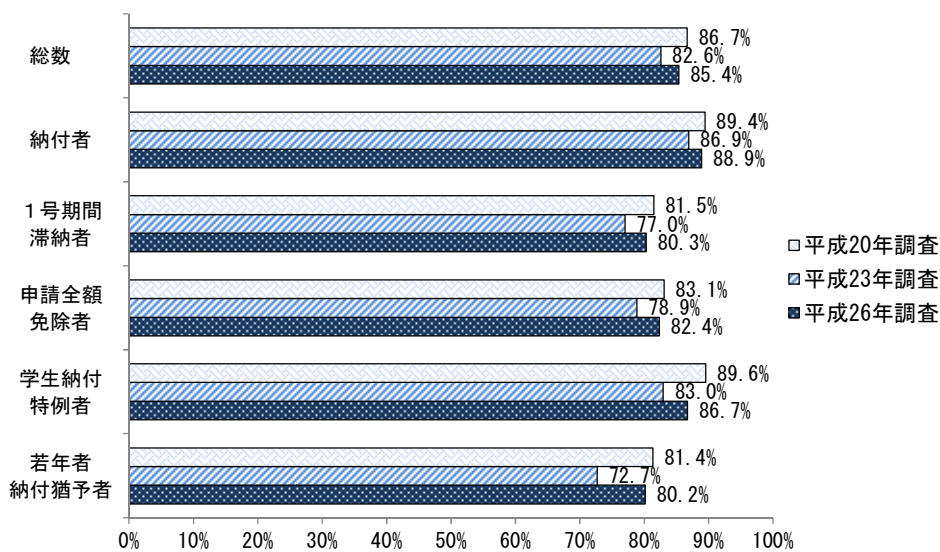
注1 平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

注2 平成26年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

8. 世代間扶養の仕組みの周知度

国民年金は、社会連帯に基づき、現在の現役世代の支払う保険料によって現在の高齢者を支える、世代間扶養の仕組みとなっている。このことに関する周知度は85.4%となっており、保険料納付状況別にみると、いずれも前回調査より高くなっている（図28）。

図28 世代間扶養の仕組みの周知度



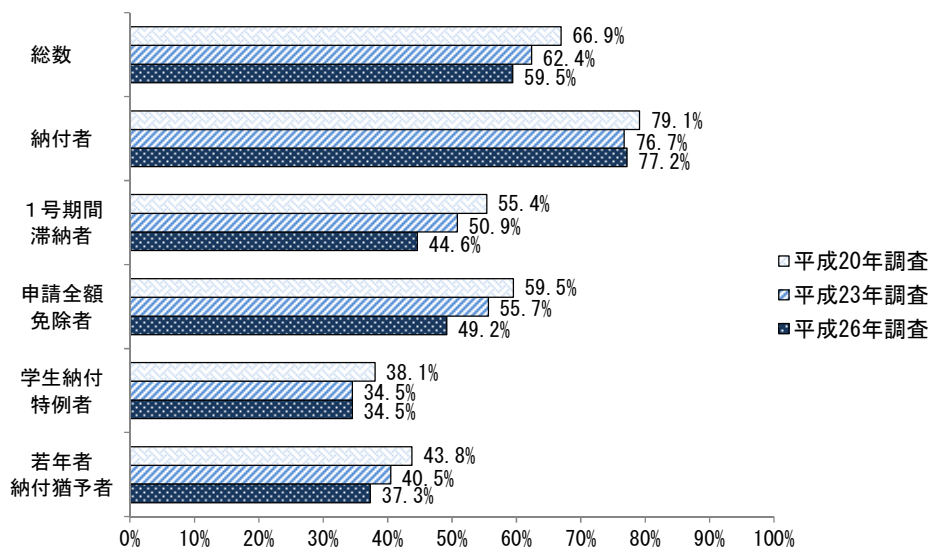
注1 平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

注2 平成26年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

9. 前納制度の周知度

国民年金保険料を一括して前払いすると、保険料が割引される（平成26年度では2年分一括払いで14,800円の割引）前納制度がある。このことに関する周知度は59.5%である。納付者では77.2%と高いが、納付者以外では5割を下回っている。（図29）。

図29 前納制度の周知度



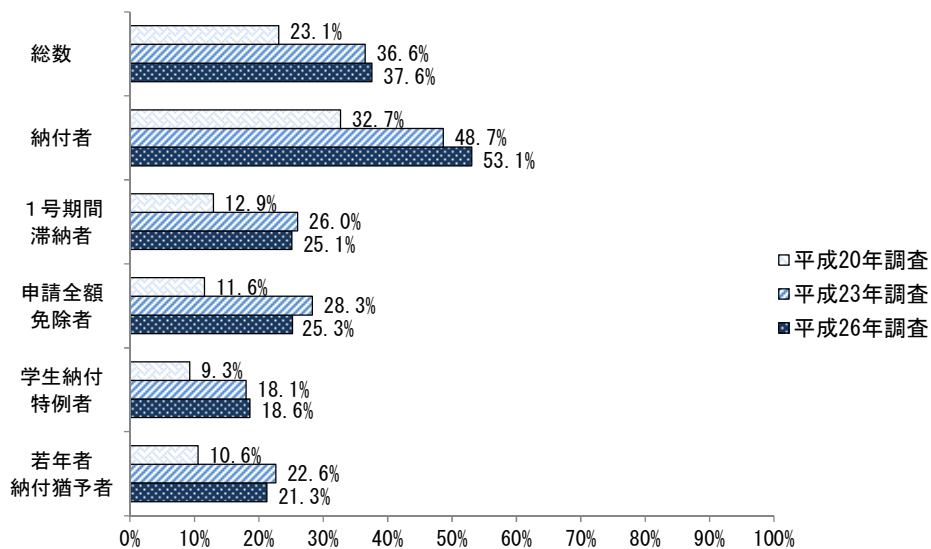
注1 平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

注2 平成26年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

10. 早割制度の周知度

保険料を口座振替によって当月末の引き落としにする（月々の保険料は翌月末が納付期限）ことにより、割引となる早割制度がある。このことに関する周知度は37.6%となっている。納付者では53.1%と高いが、納付者以外では3割を下回っている（図30）。

図30 早割制度の周知度



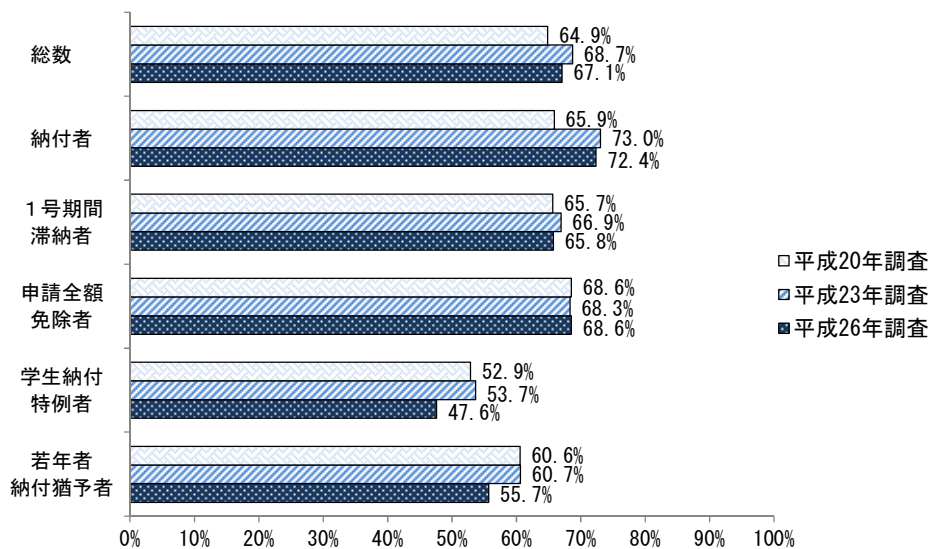
注1 平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

注2 平成26年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

11. 過年度納付の周知度

国民年金保険料は、納め忘れた場合でも過去2年分まで遡って納めることができる。このことに関する周知度は67.1%となっており、前回調査と比較してやや低くなっている（図31）。

図31 過年度納付の周知度



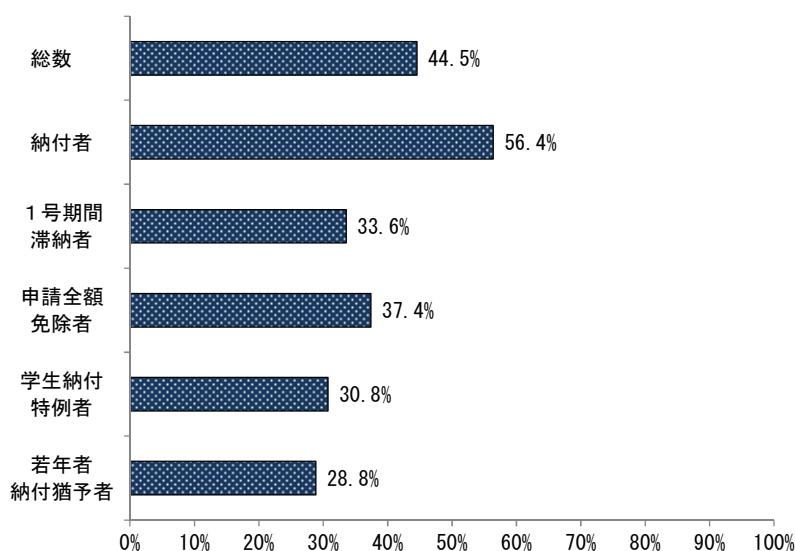
注1 平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

注2 平成26年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

12. 上乗せ給付の周知度

国民年金は、通常の保険料に加え、付加保険料等を任意で納付することで受給できる年金額を増やすことができる。このことに関する周知度は44.5%となっており、保険料納付状況別にみると、納付者が最も高く56.4%となっている（図32）。

図32 上乗せ給付の周知度

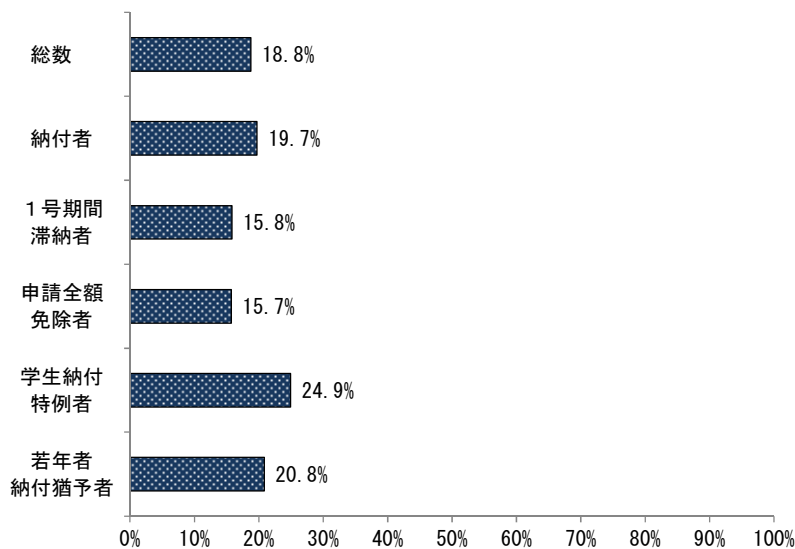


注 福島県の避難指示区域を除く。

13. 年金生活者支援給付金の周知度

所得の額が一定の基準を下回る基礎年金受給者に対して、年金生活者支援給付金が支給される予定となっている。このことに関する周知度は18.8%となっており、保険料納付状況別にみても、ほぼ同等となっている（図33）。

図33 年金生活者支援給付金の周知度

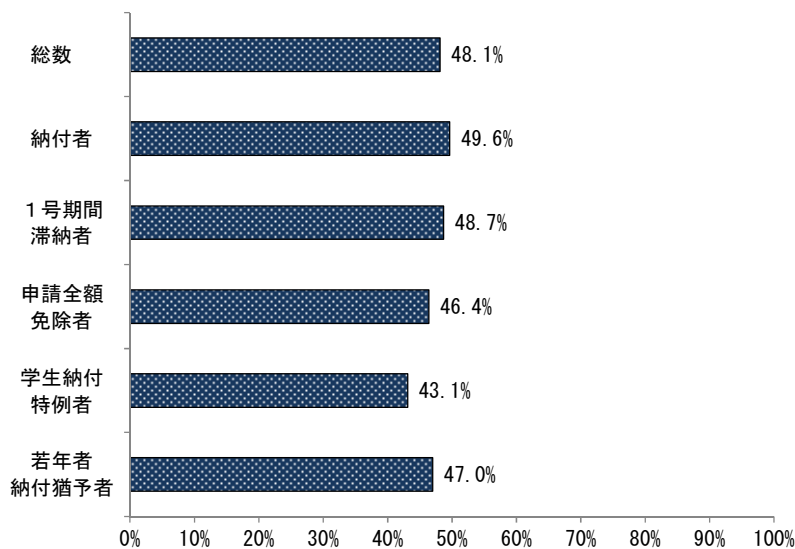


注 福島県の避難指示区域を除く。

14. 強制徴収の周知度

国民年金保険料の納付は義務であり、滞納した保険料は財産の差押等強制徴収の対象となり得る。このことに関する周知度は48.1%となっており、保険料納付状況別にみても、ほぼ同等となっている（図34）。

図34 強制徴収の周知度



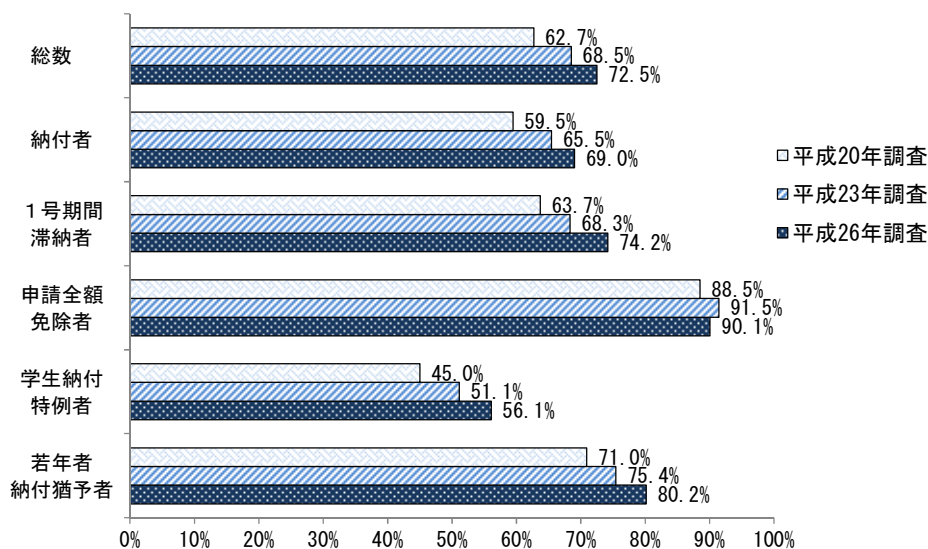
注 福島県の避難指示区域を除く。

第 11 章 免除・猶予制度の周知度

1. 保険料免除制度の周知度

経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な場合には、保険料の全額又は一部が免除される免除制度がある。このことに対する周知度は72.5%となっており、保険料納付状況別にみると、申請全額免除者以外では前回調査より高くなっている（図35）。

図 35 保険料全額・一部免除の周知度



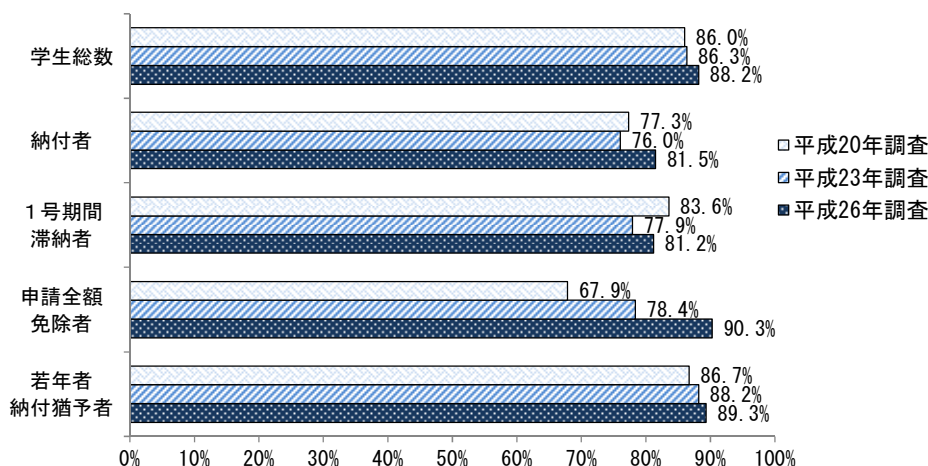
注1 平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

注2 平成26年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

2. 学生納付特例制度の周知度

学生は、経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な場合には、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度がある。このことに関する学生の周知度は、学生総数で88.2%となっており、保険料納付状況別にみると、いずれも前回調査より高くなっている（図36）。

図 36 学生納付特例制度の周知度



注1 学生を対象として集計している。

注2 「学生総数」には学生納付特例者を含む。

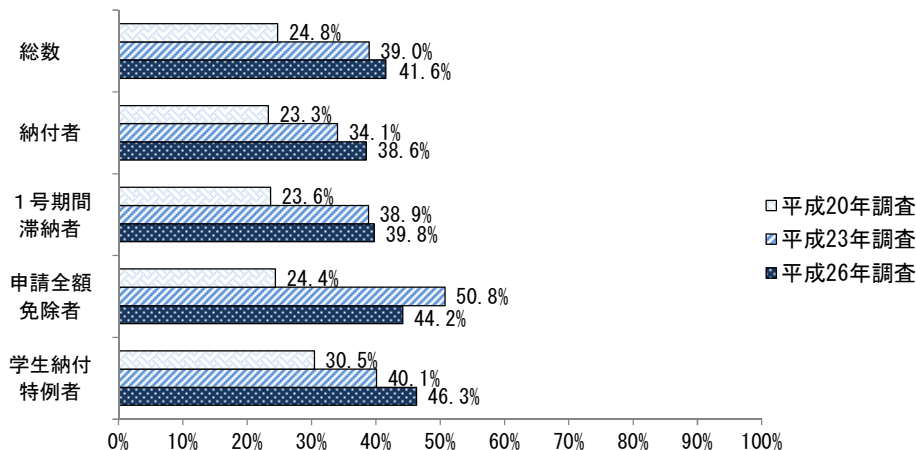
注3 平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

注4 平成26年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

3. 若年者納付猶予制度の周知度

学生以外であっても、経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な20歳代の方については、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度がある。このことに関する周知度は41.6%となっており、保険料納付状況別にみると、申請全額免除者以外では前回調査より高くなっている（図37）。

図37 若年者納付猶予制度の周知度

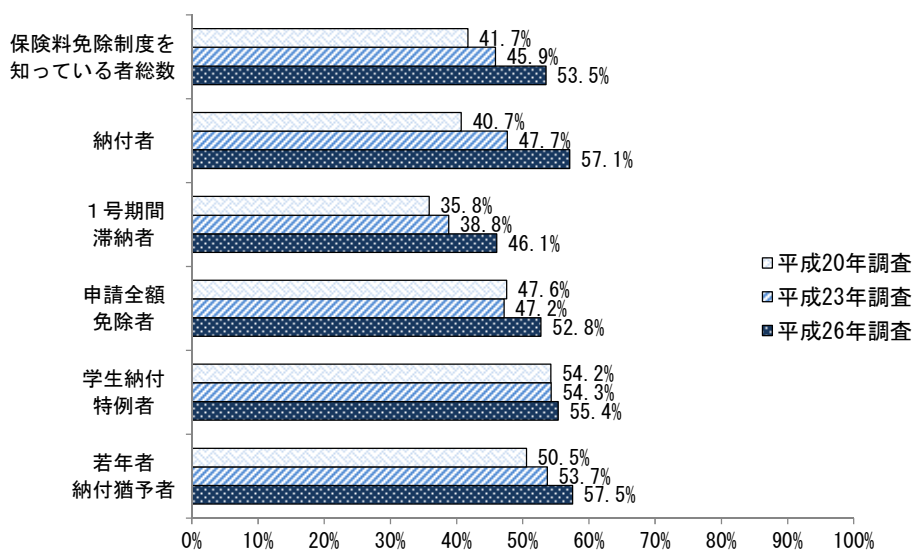


注1 「総数」には若年者納付猶予者を含む。
 注2 平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県を除く。
 注3 平成26年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

4. 免除された保険料の追納制度の周知度

保険料を免除された期間や、納付が猶予された期間のうち、過去10年分については、さかのぼって保険料を納付できる追納制度がある。保険料免除制度を知っていると回答した者の追納制度に対する周知度は53.5%となっており、保険料納付状況別にみると、いずれも前回調査より高くなっている（図38）。

図38 追納制度の周知度



注1 保険料免除制度を知っていると回答した者を対象として集計している。
 注2 平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県を除く。
 注3 平成26年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

参考 厚生年金保険の適用にかかる粗い推計

本調査における国民年金第1号被保険者の就業状況を基に、厚生年金保険の適用要件を満たす「法人の事業所」又は「個人経営の適用事業所（※）」に勤めている者のうち、就業形態が「常用雇用」又は「パート・アルバイト（週の労働時間が30時間以上）」である者のデータを用いて一定の前提のもとに、粗く機械的に厚生年金保険の適用の可能性がある者の推計を行うと以下のとおりとなる。

- ・法人の事業所 約180万人程度
- ・個人経営の適用事業所 約20万人程度
- ・合計 約200万人程度

注1 国税庁の源泉徴収義務者情報と厚生年金保険適用事業所との不一致があった法人事業所約75万事業所程度を適用調査対象としていること、適用対策により新規適用した事業所1カ所あたり新規被保険者数が約2.8人（平成27年4月～9月分）であることに鑑みると、厚生年金保険の適用の可能性がある者約200万人程度という推計はこれまでの取組みと齟齬のないものとなっている。

注2 この推計では、パート・アルバイトについては、週の労働時間が30時間以上の者を勤務時間及び勤務日数が一般社員の4分の3以上の者とみなす等一定の前提を置き推計していることに留意が必要。

（※）農林水産業、飲食店・宿泊業等の場合を除く従業員が常時5人以上いる個人経営の事業所

（参考）厚生年金保険の適用要件

厚生年金保険の適用要件を満たす事業所とは、

- ・株式会社等の法人の事業所（事業主のみを含む）
- ・農林水産業、飲食店・宿泊業等の場合を除く従業員が常時5人以上いる個人経営の事業所

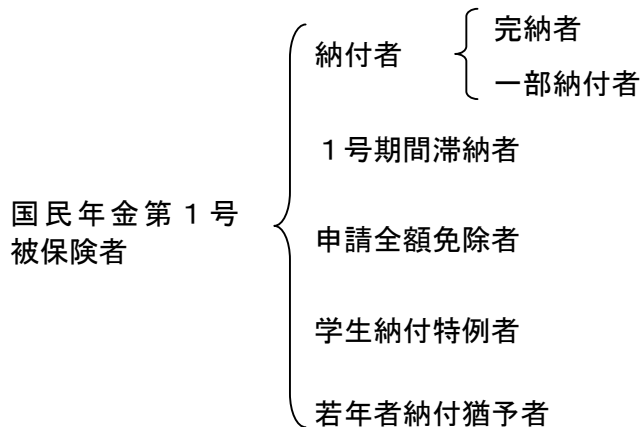
等である。

このような厚生年金保険の適用要件を満たす事業所に勤める労働者のうち、就業状況が臨時ではなく、勤務時間及び勤務日数が一般社員の4分の3以上の者が厚生年金保険の被保険者となる。

用語の解説

1. 保険料納付状況

平成 24 年度及び 25 年度の国民年金保険料の納付状況を基に、国民年金第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）を以下のように区分した。



(1) 納付者

平成 24 年度及び平成 25 年度の納付対象月の保険料を納付したことがある者（(3)～(5)の者を除く。）。

さらに、納付者を以下のように区分した。

① 完納者

平成 24 年度及び平成 25 年度の納付対象月の保険料をすべて納付した者。

② 一部納付者

平成 24 年度及び平成 25 年度完納者以外の納付者。

(2) 1号期間滞納者

平成 24 年度及び平成 25 年度の納付対象月の保険料を 1 月も納付していない者（(3)～(5)の者を除く。）。

(3) 申請全額免除者

平成 25 年度末に保険料の申請全額免除を受けていた者。

(4) 学生納付特例者

平成 25 年度末に保険料の学生納付特例を受けていた者。

(5) 若年者納付猶予者

平成 25 年度末に保険料の若年者納付猶予を受けていた者。

2. 都市規模区分

平成 25 年 3 月末現在の市区町村境界及び平成 22 年国勢調査に基づく人口を基に、以下のように区分した。

- (1) **大都市**
東京都特別区部及び政令指定都市。
- (2) **中都市**
(1)以外の人口 20 万以上の市及び県庁所在市。
- (3) **小都市・町村**
(1)、(2)以外の人口 20 万未満の市及び町村。

3. 総所得金額

平成 26 年度の市区町村民税課税台帳の総所得金額（平成 25 年所得）に基づいている。
総所得金額は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、雑所得、一時所得からなり、収入金額から必要経費（売上原価、減価償却費等）、給与所得控除額、公的年金等控除額並びに譲渡所得及び一時所得における特別控除を除いたものである。

4. 届出適用者・職権適用者

- (1) **届出適用者**
自らが届出を行い被保険者となった者。
- (2) **職権適用者**
加入届や第 1 号被保険者への種別変更届が未届である者に対して、職権による資格取得手続きにより第 1 号被保険者とされた者。